

第十六回国会 衆議院 經濟安定委員會會議錄 第十三号

昭和二十八年七月八日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

商産業委員会より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、連合審査会開会の申入れがありました。連合審査会を開会するに御異議はありますか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○栗田委員長代理 それではそのように決定いたします。

なお、他の委員会よりも申入れがありました場合は、一括してこの委員会とも連合審査会を開会したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○栗田委員長代理 それではそのようにと決まらうことになりました。

なお開会の日は、先般の理事会で決定いたしました通り、明日午前十時といたします。

次に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。小林進君。

○小林(進)委員 公正取引委員長の横田さん、お見えになつていらつしやいませんか。――それではけっこうです。他の政府委員にお伺いいたします。本年の二月二十八日に公正取引委員会が審判を開始されて、目下進行中と承つておりますインド、パキスタン航路の海運同盟事件、この問題についてその後の経過をお聞かせ願ひたいと思つております。

○湯地政府委員 インド、パキスタン航路の問題に關します審判の経過について概要を申し上げます。

実はインド、パキスタン航路につきましては、イギリス系の船会社及びアメリカの船会社、それから日本といたしましては郵船、大阪商船等が航路同盟をつくりまして、その際に日本の船会社であります新日本汽船が、その航路同盟に加入をいたしたいということを出したのでございますが、その航路同盟におきまして、これに對して、加入を許すとか、あるいは許さないとかいう明示の意思表示がなくて、事実上加入ができないという状態にあつたのであります。それによりまして新日本汽船が――この航路同盟の結成につきましては、海運事業法によりまして運輸大臣に届出をしておるのであります。そうしてその一定の行為につきまして、同法律におきまして独占禁止法の適用除外をいたしております。その条件の中に、正当な理由がなくしてその参加を拒否するといふような協定等につきましては、独禁法の適用除外にならないという規定がありますので、新日本汽船といたしましては、この同盟に加入を拒否された、しかも正当な理由を示さないで拒否されたという理由をもつて、公正取引委員会に提訴をして参つたのであります。それで本年の二月二十八日に公正取引委員会はこの審判開始決定をいたしました。現在審判開始中でありまして、この争点の問題は、先ほど申しました通り、新日本汽船が同盟加入を申請したにもかかわらず、正当な理由を示さないで入れてくれないということは、適用除外の法律の欠けるものであるという点で、その点について主として審判が行われておる次第であります。

○小林(進)委員 この問題は国際カルテルの問題であります。これをお取上げになりました際の被告は一体どこであるかをお聞きたい。

○湯地政府委員 今ここに詳しい資料を持ち合せておりませんが、航路同盟自体と、それに加入しております船会社を被審理人としたしておるわけでありまして、いづれまた後ほどその資料を差上げておつたかと思ひます。

○小林(進)委員 それではまた後ほど資料をいたしましてから、詳しく御質問をすることといたしまして、ただ大ざつぱにお伺いしたいことは、この公正取引委員会という日本の制度は、国際カルテル、いわば英米といつたような会社に対しても、審判権を持つものであるか、拘束力を持つものであるか、この解釈をひとつ伺ひたいと思ひます。

○湯地政府委員 この問題はやはり相当むづかしい問題でありまして、現在審判開始中におきまして、被審理人の側から、国外に對して拘束力を及ぼすものでないといふ意味の抗弁等が出ておるわけでありまして、しかしわれわれといたしましては、外国会社といへどもいへども日本国内で事業活動をしておりまして、それがカルテル等の、日本の經濟秩序、言いかえれば自由競争秩序を侵害するやうな、言いかえれば独占禁止法の法益の対象にしておりますやうな事象が生じますれば、これに對して審判をし、場合によつては排除処置をすることができるといふ考えで、審判開始決定をいたした次第であります。

○小林(進)委員 こうした国際カルテルに對しましては、今の御説明は、たしかわが日本の独占禁止法の基幹をなしているアメリカ法の考え方を基準にした御答弁ではないかと思ひますが、これに對して、そうした同盟の加入を拒否することが許されるくらいの考え方を英國固有法は持つてゐるかにわれわれは承つてゐるのであります。もし日本の公正取引委員会が、それをカルテルとして、その加入を拒否した行為が不当行為であつたとした場合に、當然對英國の問題が起きて来るのではないか、そういう結果について一体いかうにお考えになつておりますか、承りたい。

○湯地政府委員 この問題は、実は審判開始決定をいたします前に、今申されました國際關係の点に相當微妙な点があります。御承知の通り、イギリスの考え方は、いわゆるクローズ・コンフリレンスで、ほかのものはむしろ特別な事情がない限りはいじやないかといふのであります。アメリカの方には特別な事情がない限りは入れるといふ、むしろ相反してゐるやうな考え方でありまして、実は日本が位置的にはちやうどその中間に位してあります關係

本日(の)會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

○栗田委員長代理 これより會議を開きます。

本日午前、私が委員長職務を行います。

この際お諮りいたしますが、先般通

上、イギリスの船も参りますし、アメリカの船も参ります。ちようどその中間に位しまして、アメリカの方に力を置か、イギリスの方に力を置か、という事で、今後の海運関係等につきまして非常な微妙な関係があります。関係上、運輸省並びに外務省等とも一応は打合せをいたしたのであります。しかし現在の日本の独占禁止法といましては、もしその加入拒否が正当な事由がないものであるということであるならば、やはり独占禁止法の適用除外になつておられます。多少その点はあると考へたのでありますが、審判開始決定をすることにいたしましたわけでありす。

○小林(進)委員 この法的な解釈に對しましては、學者の間にもいろいろ意見がございしますので、これはむしろ別の委員会で質問すべき性質のものであるかもしれませんけれども、ただ私どもの考へるところでは、かつては七つの海を支配いたしました英國は、英國なりに貿易外収入といひますか、航海の独占権を握つて、落ち行く英國の経済を船の力で守り抜こうということとして、船に重点を置いた。アメリカはやはり自由経済で品物を売るといふ点に重点を置いて、世界の港を自由に支配しようといふので、なるべく英國式の船の独占航行というやうなことを排除して、できるだけ品物を売りたい、こういうことから私は両方の解釈が違つて来るのじやないかと思つては、どつちの解釈に立つた方が將來のわが日本にとつて有利であるかといふことを、もし御所見があれば承つておきたいと思つております。

○湯地政府委員 この問題は公取の方からお答えすることは非常に不適当だろうと思つて、むしろ運輸省の方から伺つていただきたいと思います。ただこのインド、パキスタンの関係につきましては、実は対イギリスの全体の関係といふことのほかに、戦前からインドとの関係においては、そういう実績から見ても、むしろ日本船が中心になつておつた。欧州航路になつて来ますと、日本の品物の動く分量よりは、ほかのインドあるいは欧州諸国の品物の動く分量の方が多いといふことは言えると思ひますが、インド、パキスタン関係におきましては、日本の輸出品あるいは日本が輸入する品物を運ぶ関係が多いといふことと、それから戦前主として日本の船がその航路の中心になつておつたといふやうな関係もありまして、先ほど申しましたやうに、多少場合によつては摩擦があるかもしれないが、法律的には一応そういう法制になつております関係上、審判開始をしようといふことで審判開始決定をしたのであります。

○小林(進)委員 加入を申込んで拒否せられたのは、今おつしやつた新日本汽船のみでございましょうか。

○湯地政府委員 実はその後国際海運もその申入れをいたしたといふことを承つております。しかし、これは審判開始決定の対象にはなつておりません。

○小林(進)委員 新日本汽船と国際海運だけが加入を申し込んで拒否せられたといふことは私も知つておるのであります。そのほかにはやはり日本でどこか拒否せられたところがあるかどうか。できれば先ほどおつしやつたやうに、現在インド、パキスタン、カイト同盟に加入している船会社はどこどこであつて、しかも被審理人がどこであるかといふやうなことを詳しくお知らせをお願いしたいと思ひます。本日はこれをもつて質問を留保いたします。

○阿部委員 御存じの通りに、今回九州地方、中国、四国、こういう方面で大雨、台風のために農作物が非常な被害を受けておりますが、この作物の回復のためにはカリ肥料が最も必要なのは申すまでもありませんが、聞くところによりますと、このカリ肥料の輸入業者並びに国内の製造業者がこのカリ肥料の非常な需要期を目ざして値上りすることを期待するために一致して売り惜しみをを行つておるといふことを聞くのであります。これに對して、公正取引委員会におかれてはすでに着眼なさつていられるかどうか。着眼なさつて何らかの御処置をとつておられるかどうか。これをまず承りたいと思ひます。

○湯地政府委員 カリ肥料の売り惜しみあるいは出荷制限等の協定があるのではないかと。それに対して公取が何か対策を講じておるかといふ御質問でございますが、実はカリ肥料といふ点を特別に取上げて、いわゆる審判開始決定の前提の意味におきます調査といふことはいたしておりますが、肥料関係の業者の生産あるいは価格等の問題につきまして、公正取引委員会の事務局に経済部といふのがございまして、この調査課で一般的にそういうふうな傾向については種々注意をいたしておりました。そういう傾向があるかないかといふやうなことに對しては、多少そういう疑いがあるのではなにかといふことで調査はいたしております。しかし御承知の通り、公正取引委員会ではこれをほんとうに取締るといふやうな場合に、いわゆる審査部の活動をまわしまして、平たく申し上げますれば検査のやうな立場で調査する、いわゆる審査の調査を始めるということになつて、そしてその結果審判開始を決定するものとするといふ形になるのでございます。その審査部の調査には至つておりませんが、経済部の調査におきましては調査をいたしております。

○阿部委員 私は事はなほだ緊急なる九州を主とするあの被害に對する当面の問題について伺つておるのでありますが、お答えはなほだのんきなごとくに印象づけられたのであります。あまり特別に気がつかれておらないとすればいたし方ありませんが、ついでには通産省に伺いたい。四月の年度端境における輸入カリ肥料の繰越高が幾らになつておつたか。並びにその後の毎月の輸入カリ肥料の数量がいかになつておるか。並びに四月の年度以来の価格の騰落の成行きはどうか。さらにその間における荷動きの状況はどうか。これらの点をお答え願ひたい。

○古池政府委員 ただいまお尋ねの点は数字に關することでございますから、後刻資料を御提出申し上げたいと存じます。

○阿部委員 それではつこうであります。事はなほだ急を要するのであつて、ただいまこの雨の多いがために、あの方面数百億円に上る稲作の被害があるであつて、稲が立ち直るためには、どうしてもカリ成分を主としたる肥料がなければ立ち直りがきかないのであります。これは非常に重大な問題でありますから、お調べは緊急になさつて、対策もただちにお立てを願ひたいと申し上げておきます。

○山本(勝)委員 昨日質問いたしましたことで、どうもはつきりしないが、しかし私として大切だと思つて、三の点をお伺ひしてみたいと思つて、この法律の法益といふのは自由競争の秩序であるといふことははつきりしておる。この競争を實質的に制限する行為といふものが、一般的に申しますと、取締りの対象になる、こういうわけでありす。

○湯地政府委員 その通りであります。

○山本(勝)委員 そうしますと、競争を實質的に制限する場合には、これは取締りの対象になるといふのであります。が、独占といふことと競争といふことは裏表のやうに――裏表と申します。独占といふのは、競争のない状態を独占と考へておられるのかどうか。

○湯地政府委員 お話の通り、独占といふ場合は、大体取引において競争がほとんどないといふ状態を意味しております。

○山本(勝)委員 そうしますと、えらいこまかいことをお尋ね申し上げますが、競争が實質的に制限はされたけれども、しかしまだ競争は残つておる。量的に申し上げるのはおかしいのですけれども、そのままおけば十の競争が

行われる場合に、程度でいつて五つくらいは制約されておる、しかしあと五つの競争が残つておるといふような状況は、これは競争がなくなつたのではない。ですから、それは独占とは見ないのかどうか。競争のある独占というのは、どうも独占の本質に——先ほど申したことから申しますと、競争のない状態が独占であるといふと、そういう場合が起り得ると思ふのです。起り得るといふよりは、実際にそういふものだと思う。ですから、独占を禁止するといふのと、競争を実質的に制限する行為を禁ずるといふのは、必ずしも一致しないと思ふ。これは当然だと思ふ。そこで公取の方で実際に事件を審判し、処理して行く場合には、まだ独占は大いに残つておるといふようなときには、これは取締りの対象にしないのか、あるいは幾らかでも競争が制限されておるから、こういう行為はいかぬ、こういうふうには審判されるか、これを伺いたい。

○湯地政府委員 先ほど私の申し上げましたのは、多少不正確でありましたので訂正させていただきますと思ひますが、今の独占並びに取引制限という定義が、この法律の中にありまして、御承知の通り二条にございます。それでいゝゆる私的独占といふのは、事実上は、公取の解釈といたしましては、ほとんど競争のないような状態、しかも相手方を支配し、競争者を支配し、あるいは競争者の事業活動を積極的に排除するだけの力があつて、競争を実質的に制限する場合、それから不当な取引制限といふ場合は、特に相手方の事業活動を支配したり、あるいは排除したりするといふ程度に至らないが、お互いに協定してやることによつて、その取引分野におきます競争を実質的に制限する場合、言いかえますと、独占の場合でも、幾らかは競争の余地は残つております。しかし不当な取引制限の場合には、その競争の余地が、独占に比べてまだ相当残つております。しかしその不当な取引制限といふ場合に、業者間の共同行為によりまして、その一定取引分野におきます競争を実質的に制約するある程度の力を持つておるといふような場合に、不当な取引制限になる、こういうふうな解釈いたしてあります。

○山本(勝)委員 たとえばカルテルを認めるといふような場合には、昨日も申しましたけれども、これが何ほどの競争を制限する力を持たぬのか、意味がないです。ですから、それを承認するといふときには、これはもう何ほどのか実質的に制限する力を持つといふことを認めないと、カルテルを認める意味がない。ただその制限がはなはだしきに至つて来る場合だけを取締るといふのなら、これはわかりませんが、いかにいふことになると、むしろカルテルそのものを認めるということと矛盾しやしないかと思ひます。

○湯地政府委員 本法におきます二十四条の二あるいは三あるいは四の、いゝゆる不況カルテルもしくは合理化カルテルを、一定の条件のもとに認めるという趣旨は、不当な取引制限になるような場合、これは別の観点からこのカルテルを認める必要があるといふ意味で、適用除外したのであります。初めから実質的な競争制限をしないもの、いゝゆる需要者の共同行為、あるいはこれをカルテルとも言つていいかと思ひますが、一定の取引分野の競争を、実質的に制限しないようないゝゆるカルテルといふことは、今度の改正法によりましては、別に認可もいらないでやれるということになつておるわけであります。

○山本(勝)委員 この条文をこまかく読んでおられませんけれども、競争といふ一つの言葉でそれを実質的に制約するといふことで、どうもそこに大きな意味を持たしておるようですが、私は競争といふ中にはいろいろ種類があつて、破壊的な競争といふものもあると思ふ。その破壊的な競争をやれば共倒れになつてしまふといふたうな競争は、これはむしろ不正な取引といふ言葉の中に入れてもいいのではないか。

○湯地政府委員 お説の通り、たとえば原価を切つて、いゝゆるダンピングをやつて、そうして競争をするといふような競争は、この独占禁止法におきましては、いゝゆる正常な競争といふふうには認めないで、現行法でありますれば公正な競争、この改正法では公正な取引方法といふ名前にかえました。が、これに該当するものとしてそういう競争を用いるものはいけなないといふふうにはしておるわけであります。

○山本(勝)委員 そういふうなダンピングといふ言葉を使ひましたが、たとえばコストを切つて売る。実際にはそういう場合はたくさんあります。これを一々ダンピングといふ言葉で呼ぶことは私は間違ひだと思ひますが、コストを切つて売るといふようなことは、むしろそれが取締りの対象になる。コストを切つて互いに競争するといふものを制約することが、むしろほんとうの競争といふものを保護するゆゑなんだ。私の申し上げる意味がよくわかりにならぬかもしれませんが、私は今のこの法律で公正取引委員会の方々が競争の制限だと考へておられることの中に、実はほんとうの競争を確保される場合も競争の制限と考へておられる場合があるのではないか。それは前にも一度私は申しましたけれども、競争を競争にたとえて申しますと、白兵戦といふか、ちやんばらで刀を持つて一騎打ちで切り合うような競争、そういう場合はたくさんあります。しかしそういうものだけを競争といふふうには考へると今度は、今日の戦争のうちに、中隊とか小隊とかいふふうな隊を組んで互いに争うといふふうな場合は、これは戦争のうちに入らない。しかし実際は白兵戦も戦争であるが、隊を組んで戦ふのも戦争である。つまり競争といふものにいろいろな形がある。ですからカルテルを認めるという場合も、確かに独占利潤をほしいままに持つと、確かに独占利潤をほしいままに持つと、これは競争を侵害するからこれを取締るといふことでよろしいのですけれども、そうではなしに競争した、つまり白兵戦をやつたのでは、隊伍を組まず、カルテルを結ばないで競争したら、両方ともコストを削つてしまふ。コストといふ中にも、この間も申しましたように、いろいろありますけれども、削れてしまふのではありますけれども、いつまでたつても固定資本の回収ができないといふふうな場合は、むしろ隊伍を組んで、カルテルを結んで競争をする場合こそほんとうの自由競争の経済秩序といふものがそこに現れて来る。だからそれは好ましくないことではないので、むしろ自由競争の秩序を保護するといふこの法益から申しますと、そういう競争がなければ、コストを削つて競争してしまふといふ場合には、カルテルを結ばせることがむしろ私は自由競争の維持するゆゑなんだ、こういうふうには考へるのですが、言葉は足りませんけれども、御意見はいかがでしようか。

○湯地政府委員 今の御質問に当てはまらないかもしれませんが、独占禁止法で正当なる競争秩序を維持するといふ考え方は、まず競争手段についていゝゆる不正な競争方法を用いてはならぬ。たとえばダンピング、差別待遇といふように相手方をけ落す手段として、不正な手段は用いてはならない。言いかえれば、公正な手段を用いて競争をさせますか、個人でやる場合にはその競争の結果あるいはある程度の事業活動としての制限をするといふような場合といえどもこれは許されるわけであります。しかしこれは独占に至りますと、いゝゆる独占の規定にかかりますが、そこに至らない程度の一定の取引分野の事業活動を実質的に制限する場合でありまして、これは不正な競争手段をもつてやつていない限り許されるわけでありますが、それが他人と共同していゝゆるカルテルといふ方法によりましてやる場合には、独占に至らなくとも一定の取引分野の競争を実質的に制限するといふような場合にはこれは独禁法の違法なものとする、こういうふうな考え方であります。

○山本(勝)委員 そこに私は非常な問題が起ると思ふのです。つまりたとえば価格カルテルを結ばなければ共倒れ

になるといふ場合には、カルテルを結んでそれである程度競争を制限する。それゆゑに独占までには至らない。独占という言葉が非常に重要なことになりすが、私が申しますのは、カルテルを結んでそして価格をある程度に引上げるといふか、維持することによつてようやく一般の産業の平均利潤が得られるという場合は、私は独占とは言えないと思ふ。独占利潤を得ていないのです。一般の平均利潤しか得ていない。しかし競争の制限はしてあります。競争の制限をして、そして価格をそこで維持しておる。ですから、競争の制限は違法だということと独占利潤は禁止するということと、同じことを別の言葉で言つたように考えられたい。そこに食い違いが生じて来ると思ふ。独占利潤を得ていない独占というものは私は考えられない。カルテルを結ばなかつたら普通の利潤も得られない。しかしカルテルを結んだがゆゑに普通の利潤が得られるようになった。しかしそれ以上の独占利潤というものは得ていないのですから、これは独占とは言えないが、しかし競争を實質的に制約しておるということになる。私はただ理論をもてあそんでゐるのではなく、不正というものは先ほど言つたようにまだ實際上常識である程度判断ができませんようけれども、しかし競争を制限するとか独占化するとかいふようなことは、これはなか／＼一般常識で言えないのですから、やはり何か独占利潤を得た場合には、独占と見るといつたような基準がないと、まったく処置に困るのではないかと思ひます。

○湯地政府委員 正当な競争方法をも

つて競争秩序をじやまして、そしてそれが個人としてではなくて、他の業者と共同のカルテルを結んでやる。そしてその場合に仰せの通り、そうでなければいゝゆる多面的競争が起つて、その産業自体の存立が危うくなるという四条件に認めておきます通り、いわゆる不況カルテルのような要点を備へますれば、これはたとへば第三条の取引制限になるような場合で、これは例外的に認めようという趣旨になるのです。それからいふ一点申し上げておきたいのは、いわゆる第三条の取引制限という場合でも、この定義の中に書いておるのでありますが、いわゆる他人と共同して、お互いに協定によりましてカルテルをいたしまして、そして一定の分野の競争を實質的に制限する、そのときにやはり公共の利益に反して一定の取引場裡における競争を實質的に制限するといふ、そこに一つの公共の福祉という基準が出ておるわけでありまして、これはやはりどうしても今申しました通り、そうやらなければ一定の利潤が得られない、あるいは事業経営が困難であるといふ場合に、これが公共の福祉に反してゐるかどうかが、これは同時に消費者の立場も考えなければならぬので、公共の利益に反してゐるかどうかといふ認定が相当問題になつて参ると思ひますが、この二十四条の不況カルテルのような場合には、場合によつては、こういう要件に違背しても、そういう特別の場合には認定を受けることによつてカルテル活動を認める、こういうふうに考えております。

○山本(勝)委員 昨日も触れましたが

れども、実際に事業をやつた場合には、損をしたり、得をしたりということとが通常の状態でありまして、ですから相当長い目で観察されないと、普通以上にもうけておるといふ場合でありまして、あるいはまた普通だけの利潤が得られないで、損をしてゐる場合がある。ことに状態によつてはもうほとんどずつと赤字が続いて行つて、何かの機会になつて今度は黒字が続くという場合がありまして、ごく短い期間をとつて判定した場合とでは結論が違つて来るのでありまして、消費者としては、短い期間として見れば安ければ安い方がいい、ただになれば一番いいということですが、しかし、長い目で見ると、そういうコストを割るような値段で續けて行くといふことは、一時的には消費者の利益になりまして、結局はその事業が萎縮して行つて、非常に高いものにつて来る。こういうことがありますが、こういう点は相当長い目で見て判断するおつもりだろうと思ひますが、いかがでしょう。

○湯地政府委員 その点は先ほど申し

利益を与えるといふような状態から考へれば、その方が結局長い目で見れば不利益になるといふ考えから例外規定を認めたのであります。

○山本(勝)委員 今後独占禁止法を運用される場合に、私は実際問題として、自由競争を守るといふ立場からいつて一番注意してもらいたいことを希望しておきたい。それは洗濯屋が十人、二十人寄つて値段などをきめまして、洗濯屋は何もそれだけが洗濯屋ではない。洗濯屋はほかにもたくさんある。またあまり高ければ家でも洗濯することが出来る。だからこんなものは取締る必要も何もない。一番恐るべきものは、財力の相当大きな事業家がカルテルを結んでやる。それが任意カルテルである間は、私ははつておいてもいいと思ふ。ところが自由意思でカルテルを結んでやる場合には、破滅的競争を防ぐだけの制約は、背に腹はかえられませんかどうにかやります。そのカルテルを実行しなかつたならば共倒れになるということですから、戦争でたとへますと、両方とも戦いを続けたのでは滅んでしまふといふ場合には、十中八、九まで休戦が成り立つ。しかし、そうでなく、一応破滅的競争を避けて、相当な利潤を上げておるということになつて来たときには、そこに任意カルテルはつづけて行く危機にぶつかる。相当の仕事なら普通以上の利潤が得られるといふことでありますから、ほかの事業をやつておつた人も、その資本を引揚げて来て、その事業に参加して来る。それからこのカルテルのメンバーに入つておる人でも、もう相当な独占利潤が得られて来たといふことになると、そこで得た利

調でもつて同じ仕事を始めて、必ずそ

こにアウト・サイダーといふものが出て来てつづけてしまふ。そこでどうもうまい汁を吸つて、カルテルでどうにか立ち直つたときに、その連中の心の中は何とかしてこの独占利潤は持続して行こうといふ欲望が起つて来る。破滅的競争を避けるだけで満足しない、さらにこのカルテルの力によつて相対値段を引上げる。そして独占利潤を持続して行こうといふ欲望が起つて来る。起つて来るけれども、一方ではアウト・サイダーが必然に出て来て、どうにもそれが持続できないといふときに政治的に結びついて来る。代議士を動かすとか、議員立法でもやらせて、アウト・サイダーを認めない、あるいは全体と同じ業者のうちで三分の二が議決した場合は、残りの三分の一の者ははいやおうなしにそれに従わねばならぬといふたような、つまり強制カルテルをつくつてくれといふ要求が必ず起つて来るのです。といふことは、一方から申しますと、任意カルテルといふものは、簡単に独占と申しますけれども、実際は独占するのではなくて、破滅的競争を防ぐ。これは有澤廣巳君の書いた参考文献をきのうくたさいました、その一番初めにクライン・ダヒターの言葉を引いて、カルテルは不況の子である——これは有澤君がカルテル問題を論ずるときは一番初めにいつも書く言葉であります、有澤君のような、どちらかといへば、今日の言葉でいう進歩的な、私のような自由経済の徹底的な主張者ではない人でも、カルテルは不況の子である、もう背に腹はかえられぬといふことが生んだものだ、独占といふものを目的とし

四

て生れて来るのでなくて、共倒れを防ぐために不況の子として生れたということに認めておる。任意カルテルのものはそうである。ですから任意カルテルというものは、独占利潤が得られないからこそ彼ら業者自身の中から強制カルテルを結んでくれと、政治的な、つまり力にたよつて来る。その業者自身はそれでよろしいけれども、一たび強制カルテルが結ばれますと、ここに独占利潤というものが持続いたします。が、その独占利潤が持続することは、まさしく消費者の利益を害する。しかしその消費者の利益を害するということとは、自由競争の秩序の結果ではなくて、自由競争の秩序の限界内では、任意カルテルというものは決して自由競争の秩序の侵害者ではないと私は思う。破壊的競争を防ぐという実に堂々たる必然のものであり、またそれはいい。ただ任意カルテルがどうしても独占利潤を得させてくれないというところから強制的にアウト・サイダーを防ぐということになった瞬間に、もはや任意カルテルのわれ／＼が容認し得るところの働きは転化して、独占利潤の擁護者となる。しかしそれは自由競争秩序の責任ではないので、政府の権力によつて自由競争秩序を——自由なる意思においてカルテルを結ぶか、アウト・サイダーとしてカルテルに入らないかという、自由を権力によつて制限したところにそれが生れて来るのである。ですから、どうかせつかくこの独占禁止法というものが自由競争の秩序を確保することの法益として生れて来たのでありますから、ただこまかな自由競争秩序の侵害者に目をつけて仕事をされるのではなくて、もつと大きく法

益そのものを侵害するのならば、この法文にないことでも、法律をかえてでもこの法益を守ろうという意気込みで今後ひとつやつてほしい。私が終戦直後に衆議院に出ましたときにこの法律案が出て来た。しかしこれはまったく日本人の発意でも何でもありません。これは進駐軍が出して来たのでありますが、あつという間に通つてしまつた。ちよつと読んで見ると、自由競争秩序を確保するのだという精神であるからわれ／＼の精神に合つていようだし、そうかと思つて、どうも自由なる意思においてお互いに競争することとさへも禁ずる、つまり自由競争を禁ずるというふうでもある。ところが、あつという間に通つた。アメリカにおいても、御承知の通りシャーマン法はテオドル・ルーズヴェルトがつくつた。あのスタンダード・オイルの独占行為に対して憤慨してつくつたといわれまふけれども、ほんとうかうそか知らぬが、ルーズヴェルトが死ぬるときに、私の一生の不覚はあのシャーマン法をつくつたことである、それが一生の誤まりであつたと言つて死んだという話すらある。ですから、法益そのものを守るということに常に念頭に置いて、ただこの条文だけでやられないようになつてほしい。こういう私の希望を申し上げて質問を打ち切りますが、なお次官にお伺いしたい。次官にお伺いするのでなくして大臣にお伺いしたいのでありますけれども、実は私のこの間、国務大臣の産業経済政策に関する施政方針演説に対する質問をしておるわけですが、数箇条の質問をして、時間の關係上あとで答弁していただきたい、こういうことになつておるのであります

が、その後ちつとも出て来られないので、もし大臣が来られないでも、次官に答弁していただければ次官でもけっこうでありますから、その点お願いいたします。

○古池政府委員 ただいま大臣は、御承知のように参議院の本会議の方に出席してござります。こちらの委員会に参れませんかをまずお断り申し上げておきます。

それから、前回大臣に対して御質問があつたさうであります。が、私の質問の内容、またこれに対して大臣の答弁をいたしてない部分の点について承つておりません。もし私で御答弁できまふこととありましたら、何でも知つておりますことはお答えいたしたいと思ひます。

○山本(勝)委員 いや大臣からはまだ一言も答弁がないので、私もその場では時間の關係上答弁を求めなくて、御研究願つてこの次に御答弁をお願いしたい。ところで質問しておるのです。それは、第一は、あの経済政策の演説の中で、国務大臣の政策の基本方針として輸出を奨励する、それから輸入はむしろ制限する。そうしてそこに輸入は輸入のバランスをとつて行く。ことに奢侈品などは輸入を抑えて行く方針であるといふのは、なおそのほかに食糧増産あるいは電源開発、化学繊維の増産といふふうなことをうたわれて、自給度を高める、そうして何年かの後には五億ドルの外貨の節約ができる。と述べている。この岡野国務大臣の考え方は、自給自足というか、アウタルキーを目ざした行き方である。輸出は奨励するが、輸入は押えて行く。しかもなるべく自給度を高くして、外国からあまり買わぬように、外国に金を払わぬようにして行くことによつて日本の経済を自立して行くという考え方である。ところが岡野国務大臣の演説は自由貿易の伸張によつて通商規模を拡大して行く、これは予算委員会でも聞いております。本会議の岡野国務大臣の演説だけではなくて、岡野大臣からもたび／＼その方針を述べておられますが、この自由貿易を伸張し通商規模を拡大して行く、しかるに近代、他の国々において、輸入を制限したりあるいは関税障壁を高くしたりして、この方針にさかつておるが、この自由貿易の伸張、通商規模の拡大といふことは、日本にとつて必要であるだけではないで、世界にとつて必要なんだ、この方針で行くのだといふことを強調しておられる。これは私は、この二つの、アウタルキーの方式でこの経済を打開して行くといふ行き方と、自由通商で打開して行くといふ行き方とは、基本的に違つておる。ここに矛盾があるのではないか。そのいずれが一体ほんとうの政府の腹なのかといふことを第一点で伺つておきます。

○古池政府委員 経済方面の權威であります山本先生の御説を十分に伺いました。ただいまのお尋ねあるいは御意見、きわめて重大な問題だと私は考えます。従つて私の考へておりますところを率直に申し上げて、また先生のお教へも受けたと思つておる次第であります。岡野大臣の言われた演説の中には、いろいろな項目がござりますが、しかしいゝやうなアウタルキーの確立と申しますか、そういう方向に向つて日本が行かなくちやいかぬという強い意味ではなかつたと

私は考へるのであります。しかしながら現在の日本の貿易状況は、御承知のように、最近数年といふものは特需によつてどうにかつづまを合せておる、こういう状態でありまふので、何としてもやはり正常な貿易の振興に力をいたさなければならぬ。それにはぜひ必要な食糧なりあるいは原料といふようなものは外国から輸入を仰がなくてはならぬ。従つてこれに見合います輸出は今後大いに振興して行かなければならぬといふことはまず第一点であらうと思つておる。しかしながらいづまでも食糧を外国から輸入に仰ぐといふことは、これまた考慮を要することでありまして、全然日本で今後食糧増産の目当がないといふ場合でありますれば、これまたやむを得ないかもしれません。今後相当な政策を立てて実行して行きますならば、まだ／＼日本内地の国土の開発は可能であり、これによつて食糧の増産ができるということであれば、何も好んで外国から貴重な食糧を入れる必要はない。そういう意味において、食糧の自給度をさらに高めて行きたい、こういう意味であらうと思つておる。従つて戦前にいわれておりましたようなアウタルキー式の考え方ではないと思つておる。またたとえは国民の衣料の点につきましても、羊毛なり原綿を輸入して加工する、これはかりによらないで、今後は内地の材料によつてつくられます合成繊維といふものがあるものでありますから、この技術を大いに進歩させて、これによつて内地国民の需要に充てると同時に、これを外国に輸出すれば、必要なやむを得ない原材料の輸入その他に外貨が充て

られる、こういうような考えでありまして、必ずしも小さく日本が固まつて、ほんとうに自給自足というか、アウタルキーをやつて行こうというような狭い考えではなからうと思ふのであります。ことに日本としましては、こういう狭い国土で大勢の国民が生活して行かなければならぬということになれば、どうしても海外と交通を頻繁にして、貿易を振興して行かなければならぬという原則は、これはもう誤りのないことであると思ひます。そこに自由貿易を伸張して行きたい。ただ相手方のある問題でありますから、相手方とのいろいろ外交上の折衝等について十分努力はせねばならぬと思ひますが、決して日本としては門戸を閉じるといふような意味合いではなく、もつと平和的にさらに経済的に外国と十分提携を密にして行こうというところが、おそらく閣僚外務大臣の趣旨であると思ひます。

従ひまして、そこに私どもの考えとは何ら矛盾はないので、要するに自給自足もものによつては大いにこれを考へて行かなくちやならぬが、外国貿易も伸張して行きたい。これは両方の目的があるやうであります。結局実際の政治問題としては、そういうところにおちつくのではないか、かように私は考へておるのであります。

○山本(勝)委員 今矛盾しないといふことでしたが、もちろん私がアウタルキーといふのは、一から十まで自分の国で使うものは自分の国でつくろう、そういうふうなことはやろうとしたつてできるものでもありません。ただ方針というか、一つの基本的な方法として、食う物、それから着る物、こ

うものを自分のところでまかなおうというねらいがどうもあるように感じられる。住居はもちろんならに外国から入つて来るわけはありませんから、これは自分の国の材木でつくつて間に合ふ。そうすると、衣食住でわれわれの必要なものをなるべく自分の国でつくつて、たとい安くても外国から買わないようにするといふ一つの基本的な方針だと思ふ。またそこにあの演説の意味がある。もちろん自由貿易論者もあり、またその反対論者もあるやうです。両方とも理由があるのですから、おそらく両方の要求を持つておられるのだと思ひますが、あるいは外国に向つては大いに自由貿易を主張して、輸入の制限などするな、それで内輪では、しかし大いに自分の方では輸入の制限をする、こういうふうなことの意味かも知れません。まあいづれにいたしましても、政府として今後力強くやつて行くには、基本的な線がはつきりしてないといふ、自由貿易といつても、完全な自由貿易があるわけでもなければ、アウタルキーで完全な文字通りのアウタルキーがあるわけでもありませんけれども、しかしその基本的なことが明らかになつていないと、せつかくの努力が途中で実を結ばない。たとえばインドから綿を千何百億も買つておる。ちよつと見ると、この代金の支払いがたいへんだ。これを日本で大いにビニールでもうんとつくつてやれば助かるというふうな簡単に考えましようけれども、しかしインドからも綿を買わねうになつたら、インドに物を売らうといつたつて、もうとてもインドで買う力はありません。ですから基本的には自由貿易で、従つて自由に売

り、自由に買ふ。しかし補足的というか、それを補足するになるべくむだな輸入はしないといつたやうなことで行くのか、二つの原理を使うにしても、政府自身でその矛盾を自覚してないかつたら、政治の実際は効果を持たないと思ふ。それで伺ひましたのですが、次官の考へはよくわかりました。

第二に私が伺つたのは、物価に対する考へ方、物価水準といふものは、御承知の通り国内の通貨価値の裏表であります。通貨価値を安定させなくてはならない資本の蓄積もできないし、産業も起らぬのだといふことを大蔵大臣はしきりに強調しておられる。その強調される意味はよくわかるのです。また他の言葉で、物価水準はこれを維持するのだ、物価水準を上げもしない、下げもしない、大蔵大臣の答弁の中にはインフレでもいかに、デフレでもいかに、要するに今のままでずつと安定させるのだ、こういうことを強調しておられる。そうかと思つて、通産大臣の説明には、あるいは総理大臣の演説の中にもありますが、貿易振興といふことを問題にいたしましたときには、日本の物価水準は世界の物価水準に比べて非常に高い、しかも世界の物価水準は今までもすでに日本の物価水準よりも非常に低いのかかわらず、なおかつ下向きの傾向にある、これにさや寄せをするのだといふことを演説で言つておられる。予算の説明書の中にもそのことを書いておられます。私が気がつくことは、物価水準を維持するといふことの主張と、国際物価水準にさや寄せする——これもちよつとの事柄ですけれども、今の国際物価水準と

日本の物価水準との開きというものは非常な開きであります。しかもなおかつ下りつたあるものを追ひかけて、これにさや寄せすることによつて、国際競争力というか、つまりそれで輸出を振興しようという行き方とはどうも矛盾がある。それでこの矛盾はおそらく気づいておられるに相違ないと思ふのであります。どちらがほんとうなのかといふことなんです。しかも一言申しておきますが、大蔵大臣は私が質問いたしました際にも、答弁はいらないと申しましたにかかわらず、進んで為替レートは絶対に動かさぬ、三百六十円を動かさぬといふことをたび／＼こゝで主張しておられる。私は為替レートの問題は経済界に非常なショックを与える重大問題だから、政治的な答弁としてはな／＼むづかしい問題であるから答弁を要求しなかつたのであります。が、しかしどうもあの答へを聞いておると、ただその場の答弁でなしに、本気でそう考へておられるらしい。そうすると、為替レートには全然手をつけないといふ前提の上に物価水準は維持する、それから国際物価水準へさや寄せするのだといふこの二つの主張は、私の考へではどうしてもこれは両立できないと思ふ。物価水準の維持、すなわち通貨価値の維持、インフレでもデフレでもない、デイス・インフレというか、リフレというか、その線の上で今後の日本の財政経済政策を実現しようとするのか、それとも非常にデフレ、つまり物価水準を下げるというところにならうかあるのか、これが私にはよく理解できない。時間の関係で質問を先にして時間を節約いたしますが、それでも貿易伸張のために

外国に売るものだけを下げて行くのであつて、物価水準としては維持するのだ、輸出品だけの価格を国際水準に下げるのだと考へておられるのだとしたら、実際問題として私はそういうことはできないと思ふ。あえてそれをやるとしたら、これは輸出品以外の品物を逆に非常に上げないと、指数としては大体平均した水準といふものを維持したことはならない。事実上そういうことはできないのです。いづれがほんとうの政府のやろうとするところなのか、この点です。

○古池政府委員 ただいまのお尋ねもこれは非常にむづかしい問題だと思ひます。ことに大蔵省関係の事項が非常に多いように存じますので、私がこゝで独断的に申し上げることもいかにかと存じますが、一応私見としてお聞きを願ひますが、デフレあるいはインフレと申しまして、やはりそれは程度があると思ひます。わずかの通貨価値の上下、あるいは物価の上下といふものは必ずしもデフレともインフレとも言えないやないか。日本で申しますれば、終戦直後の二、三年間のあの物価の非常な急騰といふものはこれは確かにインフレであつたでしょう。現に今でも年に少しづつは物価が上昇していることは御承知の通りであります。これは必ずしもインフレとは言えない。そこで大蔵大臣の言われましたのは、推察しますと、この際政府としてはそういう極端なデフレ政策とかあるいはインフレ政策はとらない。また対外関係についてはあくまで三百六十円の為替レートを維持して行こう、こういう意見であるかと考へます。しかし先ほど申し上げましたように、今

後日本が國際貿易、自由貿易によつて大いに有無相通じて、さらに世界の平和的な繁榮に寄与しようといひます。ならば、そこに非常な困難があつて、内地の物価が國際水準に比べて相当高いのかかわらず、これを輸出しようとするれば非常な困難が出て来ることは当然のことです。しかし、ならばその場合の困難をどうして乗り切つて行くか。これはたゞいま仰せになりましたように、輸出品に對してしましてこれを安くさせて行こうとすれば、その穴埋めは内地の國民の消費者が負担することになる、あるいはまた補給金をやるという問題になれば、これは税金によつて結局國民の負担にかかつて来るわけです。しかし外國貿易が自由になされるという場合において、かような輸出品だけに補給金を出すようなことはよほど検討を要する問題だと思ひます。そこでまず物価引下げといひますか、若干ずつ世界的な水準に近づけて行こうとすれば、どうしてもそこに人間の努力によつて、たとえば企業の合理化をはかつて行く、こういうようなことによつてコストを引下げて行くようにすれば、必ずしもこれはデフレとは言えないし、またこれによつて若干ずつでも國際價格に近づけて行けば、國際貿易の上においてもよい効果が現われるじやないかと私は考へます。

○山本(勝)委員 それは私はよくわかるのですが、問題は物価水準を下げるのか、下げないのかというところなんです。これはいろいろ努力によつてどうか言われるが、それは両方とも要求はあるのです。われわれの矛盾した要求というものは、お互いの個人生活でもあるように、國家だつてある。それ

はその矛盾した要求を求めているのが現実でありますけれども、しかし一つの物価なら物価というものを下げもしないのだ、上げもしないのだということはない得ない。しかも朝鮮事變の起つた當時からでも日本の物価が五倍以上にも上つておる、よそは二割くらいしか上つてないといふわけなのであります。したが、とにかく非常な開きがある。それをそこまで下げて行こうということとは、相当大きな値上げであります。値下げはどのようなコースをとつて実現するにいたしまして、物価水準を下げるということには間違ひなかつた、そうすれば、その物価水準を維持するのだ、すなわち通貨価値を維持するんだという主張とは、どうも両立しない。あるところで私は自由黨の小峯君に話したら、あれは演説なんだ、演説は演説、予算は予算、あの予算は割にその演説を離れてつくられておるから正確ではない、その心配することはいらないというやうなことを言われたが、しかし私はその無責任に立てられたものとは思ひやうない。やはりあの演説に沿つておる努力は、予算の上にも見えておるから、その努力が実を結ぶか結ばぬかというところから申しますと、今のあの行き方をすれば、悪性インフレーションといふことは申しせんけれども、しかし物価水準はやはり上る、為替レートに手をつけなければ別ですけれども、そうでないとすれば上る。だから、それを下げることによつてどうというやうなことは、實際問題としては作文に終る。こういうことですから、これはひとつ御研究願ひたい。非常に根本的な重大な問題です。そのときに自由黨の方も言つておりました、一体

デフレになるかならぬのかということについて、しつかり腹がきまつてないといふことは確かである。つまり今後政策を遂行して行く上に必ずづかつて来る避けることのできない問題を、一時的に日をつぶつてやつておるといふやうなことを感じるのである。これは實めるのも何でもない、なか／＼むずかしい問題なんです。

それから、まだいろいろありますけれども、もう一つだけ伺ひたい。これは大臣よりもかえつてあなたの方がよくわかるやうでありますからお伺ひ申し上げますが、五箇年の長期計画、これは岡野國務大臣のまつたの試案であつて、木村試案とどうも性質のちがひがあるやうに思ひますから、これをここで取上げるということは私はしない。ただ今後ああいうものを必要と考へて立てて行かれるとするならば――生産の増強の計画といふものは簡単に立つ、それは全部の生産を上げるといふ計画はむずかしいが、何か二つとか三つとかの種類の品物を選んで、それの生産をふやして行くのなら、うんとそこに國力を集中すれば、二、三年の間に倍にでも三倍にでもできますけれども、ただ生産の計画に伴つて價格がどう動いて行くかといふことを同時に念頭に置かなければならぬ、そこにむずかしさがある。しかし價格がどう動いて行くかといふことは、實際問題としてはなかつ／＼むずかしい、むずかしいはありますけれども、もしほんとうに実行するやうな長期の計画を立てられる場合には、むずかしいからといつてこれを避けるわけにはいかない。それがどうしてもできないといふことなら、その長期生産計画は結局作文のよ

うなものに終る。岡野さんも演説の中で、日本の化学纖維をこうするとか、食糧を千何百万石ふやすといふやうなことで、五億ドルの外貨の節約をやると言われるときには、どうも價格というものは今のまま動かぬやうに仮定しておられるのではないかと。もし日本ではほんとうに短かい時間の間にさういふ食糧の増産あるいは化学纖維の増産ができ上つたとしたら、私は價格に對する影響は非常に大きいと思ひます。價格方策を無視しては、資本主義の經濟といへども成り立たない。ですからその價格といふものを長期計画を立てられるときにどういふやうに考へられたかという点です。

○古池政務委員 實は私言ひをするわけではございませんが、長期計画の問題は經濟審議會がやつておりますので、私の担当ではないのでございませう。しかし一応私の考へますのは、これは先ほど御質問にありました物価政策と非常に關連のある問題でございませうが、為替レートにしまして、國內物価の問題にしまして、大体現在の線に維持して、その線に沿つて五箇年間の計画を立てた、かように考へております。そこに通貨価値の大きな変動といふことは考慮に入れてないと思ひます。

○山本(勝)委員 まだありますけれども、何でも審議會の方で私の質問に對して文書で答えていただくやうな話があるといふことも聞いておりますので、もう時間も大分たちましたから、この辺で……

○加藤委員 長代理 それでは午前中の會議はこれにて休議し、午後は一時半より再開、参考人より意見を聴取することといたします。

午後二時五十分開議

○佐伯委員長 午前中に引続き會議を再開いたします。

これより昨日の當委員會の決定に基き、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部の改正する法律案を議題とし、本案について参考人より御意見の開陳をいただくことになつております。

この際参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。参考人各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、特に御出席くださりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。何とぞ十分忌憚ない御意見を御發表くださるようお願いいたします。

なお念のため申し上げておきますが、御意見の開陳はなるべく二十分程度とし、御發言の際は委員長長の許可をお受けくださるようお願い申し上げます。それではまず中山太一君より御發言をお願い申し上げます。中山太一君。

○中山参考人 本委員會で御審議中の問題につきまして、主として再販價格の維持に關することについて私見を陳述いたしたいと思ひます。

わが國の人口を職業別に分類しますと、中小企業に屬する中小商工業者とその従業員及び家族の占める割合は、きわめて多くあります。従つて國民生活の安定を期しますためには、この中小企業の維持育成をはかることがきわめて緊急な問題であると存じます。な

よつて本人及び家族並びに従業員の生活が維持されております。しかもこれらの小売業者は、日夜肉体的労働のみでなく、商品の仕入れまたは管理、記帳事務、販売、宣伝等の精神的労働、知識的労働に全力をあげて事業の維持発展に没頭しておるのであります。しかも本人及び家族だけではなく、その従業員をも相当に使用しております。その数を国民の全人口に比べて推定いたしますれば、先般ある統計によつて、各種の小売業は国民の四十余名に一店ずつの割合であるといふこととあります。それから推算いたしますれば、小売業は八千有百万の人口に対して、二百万ないし二百万以上あります。これに本人及び家族ともに三名、従業員を平均して二名としますと五名、一千万の人が日々筋肉労働、知識労働、精神労働に従事し、しかも他よりも多くの時間を働ながら、これが不当販売等によつて生活の維持ができなく、事業の経営が不能になり、納税の力も失われ、やがてはこれが倒産して失業となる場合には、社会に大きな不安を来し、ある意味においては労働不安をも招くおそれがある、不自然な労働の低下を来すおそれも多分にあります。そののみならず、小売店の経営不能、倒産、支払い不履行は問屋の倒産となり、また生産メーカーの事業経営の維持が困難になり、きわめて弱体化されるのであります。従つてこれらの生産者は、日本の平和、日本の経済産業の復興に大いに努めねばならぬのみか、外国品の力強い迫力に押されて、これと対抗する実力を失ひ、輸入を激増するばかりでなく、国内に強固な地盤、販路を持たない産業は、海

外市場を開拓し、良品を廉価に生産することができないために、遂にこの中小企業による産業はきわめて弱体になつて行く。従つてこれは社会問題または労働問題だけでなく、産業問題からも特に深甚なる御考慮を仰がねばならぬと存するのであります。今日のようになつて、民族は多くなつておる。これが自活して行くにはことごとくが働かねばならぬと存じます。これは当然であります。働かずして生活ができないならば、これはやむを得ないが、働いても生活を持続することができない。自分も家族もそれをなし得ないといふことは、人類としての一大悲慘なことであり、不幸なことである。またこれは民族としてだれも見がすことのできないことであると思ひます。それがいろいろの方面、産業方面、労働方面にも大きな悪影響を及ぼすといふことになれば、これを未然に防ぐことに對して特に御高配を仰がねばならぬ点が多分にあるのであります。

元来自由競争は、産業の發展上好ましいことであります。それがあまりに極端になつて、資本力のみをもつて弱体企業、中小企業をむやみに圧迫しますといふことは大きな弊害が伴うこととあります。その害を除くためにも一定の保護をしていただくことは必要であります。現下の中小商工業の状況は、このまま自然の推移にまかしておきましたならば、たゞいま申しましたように、はなはだ憂慮すべき事態に立ち至ると思ひます。資本主義経済社会における自由競争の長所はもちろん認めますが、近來起つたつあるその短所が弱体企業にしわ寄せになる。またたは不正競争あるいは信用の破壊または不当販売等によつて、倒産もしくは共倒れを招来するような実例もだんだん起つてあります。これに對して本委員会が御審議いたしております再販売価格によつてこれが相当救済され、防止され得るものと信ずるのであります。

不正競争の取締り及び濫売または不当販売防止による企業の維持と、納税を行ひ得る程度といふことについて申し上げます。ただいま日本に、私どもの知り得ております範囲で、化粧品、工業薬品、電球、書籍、電気器具、菓子、カン詰、製びん、陶器その他帽子または各種の雑貨類で、良品を廉価に生産して、信用と責任を重んじて、自分の商標を全財産にひとしきものとして大衆に、消費者に責任を負うて大切に事業を經營しておりますものが多数あります。その多数の製造者はいづれもその産業において生産額が一割に匹敵するものは少いのであります。ごく微少なものであります。従つてこれらを保護していただいても、独占禁止の精神に反するようなことは断じてないと信じます。また適当な例を化粧品、薬品等で申し上げますれば、相当はげしい競争がこれらの生産メーカーの間に行われております。それでこれらが協議して、自由かつてに消費者を犠牲にするような値段つり上げといふものは断じて行われなないのであります。他の商標品と自分の商標品と比べて、その品質において、価格において、分量において不利でないようにしなかつたならば、その商標のものは決して消費されないのではありません。それでその点を生産者がす

で自由競争の精神を取入れて適正価格をきめ、そしてごく微少な卸問屋の利潤、小売業の不当でない、適正な利潤を繰り込んで指定価格をきめておるのであります。それでありましたから、この点は暴利を得るための指定価格でなく、正しい事業經營——先ほど申し上げました程度の生活、事業、納税等がようやく得る範囲であるといふことを御了承を仰ぎたいと存じます。そして製造業者が同一の製品について価格を指定しますために、販売業者がこれをついて協定して高くつり上げるといふことは絶対にできないのでございます。製造業者の希望し、指定した価格を上まわる価格で、たとい品不足になつたときでも、指定価格がある限りは、その商品はそれを忠実に守らねばならぬ。でありますから消費者の利益を促すといふようなことは断じてないのであります。

小売業者の立場についてはよく御了承と存じますけれども、独占禁止法を指示したものがアメリカとすれば、自由競争の精神でこれが日本にも制定されたと存じます。そのアメリカにおいても昨年の春その競争が激甚なもので、とうとうこれでは産業を破壊するといふことになつて、御承知のように、アメリカでは下院で、初めは反対があつたのが、大多数の百九十幾つの賛成、十票の反対で通過してあります。そのときの意見にも、これまた御承知の通りであります。工業その他の労働者の労働が協定され、または労働協約が行われ、ある場合には争議権まで行使することが許されて、その生活権が擁護される。農業労働についてややはり主食に對して労働賃金及び生

○佐伯委員長 次に高島喜久男君。

○高島喜久男 私は、これはおそろしく総評の事務的な手続きからだと思ひますが、一昨日初めて本日のことをお聞きしましたので、皆さん方が御審議中の法案の内容についても十分目を通しておきたいと思います。それでたいへん遺憾ですけれども、一應独占禁止法あるいは独占禁止法を緩和しようとするいろいろの動きにつきまして、私も労働組合におりますものが一般的にどういうふうな考へておるか、どういふ点に問題を見ているかというのを申し上げて責めをふさぎたいと考へております。

結論を簡単に申し上げますと、私も独占禁止法を今緩和しようとしておられます案について、これに對しては全面的に反對でございます。總評に参加しております組合は、独占企業の従業員も非常に多く含んでおります。たとえば八幡製鉄のような独占企業の従業員の組合をも含めまして、独占禁止法を緩和しようとする一切の企圖に對しては、私も反對の態度をとつておるのであります。

そこでなぜそれに反對するかということをごく簡単に一つの例だけを申し上げたいと思ひます。たとえば紡績が、綿糸が売れない、綿糸が不況だからというのを理由にいたしまして、綿糸の生産なり販売なり購入なりを制限するために不況カルテルを組織したといふことです。しかしながら、これらのカルテルは決してこの不況を緩和することさえも出来ないのであります。不況を緩和することがこれらのカルテルによつてできないだけでは、逆にその綿糸を用いますところ

の、綿糸を需要するところの中小綿織物業者、それから國民の負担を増加させるだけにとどまるのであります。このような独占のための、独占価格を維持する目的での不況カルテルというものは、結果といたしまして、現在中小企業者を苦しめておる。原料高、製品安という問題をさらに拡大する以外の何らの効果も持たないものと私も考へるのであります。このようなカルテルがそれでは小売商や中小企業者の中でつくられるかと申しますと、これは現実の問題としてはほとんど不可能に近いことであると思ひますし、さらにこれらの小売商や中小企業者は、実はカルテルによつて制限する以前に金融難であるとかあるいはつぶれてしまふという以外に、生産なり販売なりを制限せざるを得ない状態にあるものと私も見ております。カルテルの組織によつて不況を食い止めるということができないだけではなく、それは逆に、さらに購買力を拡大することによつて不況を拡大する役割をするものと私も考へております。

一つの例を申し上げますと、今物価はどういう位置にあるかと申しますと、戦前をとつてみてもよろしいし、戦時要前をとつてもかまいませんが、卸売物価が大体一番高い位置にあります。卸売物価の中でも生産財の卸売物価が最も高い位置にあります。次いで消費財の卸売物価が高い位置にあります。さらに小売物価はその約半分ぐらいの位置にあります。それから消費者物価はそれよりもやや低い位置にあります。このことが一体何を示しているかといふと、小売店の店先においては商品は売れもせず値

段も上らない、消費者のふところにおいてはこれはさらに買えもせず値段も上らない、しかし卸売物価においてはあるいは工場在庫の庫出し部面においては需要が存在し、その値段は上つてしまつておる。ことに生産財の庫出し価格においてはこれは相当に上つておるということを示しておると思ひます。このことは現在の日本において購買力、需要がどこに存在しておるか、そうしてどこに存在していないかということを示すものだと思います。このような事実をそのままにしておいて、そうしてしかも特にカルテルが結成せられますのは、おそらく、今すでにうわさに上つております、たとえば紡績であるとかあるいは鉄鉱石であるとかいふうな部面においてこれが行われまふことは、さらにこの矛盾を拡大する以外の何ものでもないと思ひます。こういふふうにして生産を制限し、販売を制限し、あるいは価格を制限して価格を維持し、従つてまた利潤あるいは独占利潤を維持して行きます場合に、そのしわは一体どこに寄るの

であるか。生産を制限し、販売を制限して行きます場合に、そのしわは必ず金融かまたは財政に寄せざるを得ないことになると私も考へます。必ずこれは貨幣融資を伴うかあるいは補助金を伴うか、財政投資を伴うか、そういうた形で、金融なり財政にそのしわを寄せざるを得ないものと私も考へます。このようにして國民は、結局物が買えないという実情をそのままにして、さらにそれを拡大することによつていじめられるわけですが、さらにそのしわまで持たせられる、インフレーションと税金によつ

てそのしわまで持たせられるという結果を来す必然性を持つておるのであります。そのしわが金融が財政に寄せざるを得ないか、またはもう一つの道は、ある種の商品、たとえば硫酸といふような商品にすでに現われておるわけでございますが、そういう、現在すでにある種の商品に現われておりますように、出血輸出といふことによつて、そのしわを國民にもう一度寄せざるを得ないことも生ずるのではないかと考へます。これはどういふことかといひますと、要するに余つたものは輸出してしまふ。その値は安くてもかまわない。国内への供給量を制限する。供給量が制限されれば、それによつて独占価格が維持されるということがないとなつておるのであります。このやうな形で硫酸の出血輸出が行われて、硫酸の販売が制限せられ、そうして硫酸の独占価格、独占利潤が維持せられ、あるいは硫酸を通じて石炭の独占価格と独占利潤が維持される、このやうな結果が生ずることは明らかだと思ひます。このやうなことは、つまり出血輸出といふやうなことによつて、結局そのカルテルの維持が可能になることを示すものでありして、結局不況といふことのためにカルテルをつくるということは、これは不況を解決する策も何も示さず、不況を拡大する一方であつて、かえつて國民の負担によつてのみこれを切り抜けよう、あるいはこれを維持しようといふことになるのだと私も考へます。そのやうな考へ方から、われわれは独占禁止法を緩和しようといふこと——今不況がいかに深刻なように見えるからといつて、これを切り抜けるために販売を制限し

た方がいい、価格を制限した方がいいといふことは、いかにイージーな立場で考へられるからといつて、これに對しては反對せざるを得ないと考へるわけですが、それだけではないのであります。私もその方は、さらに独占といふものに對して、これが私的独占であるとして、國家的独占であつて、これに對しては反對の態度をとつておるのではありません。さらに独占に對して反對するだけではなくて、独占に對して与えられておりますいふ／＼の優先的地位、あるいは優先的特権に對しても反對しておるのではありません。今日独占に對しましては、たとえば資金の面であるとか、電力の面であるとか、資材の面であるとか、その他について優先的な特権がいろいろ／＼与えられているのであります。これらに對しても私も反對するのではありません。そうして私も反對するのは、中小企業に對して國家的援助が——独占に對してそのやうな優先的特権が与えられるのでなく、中小企業に對して國家的援助が与えられるべきだと考へるのであります。

私たちはこのやうに現在独占に對して反對しておりますけれども、この独占に對して反對しております態度は、実は独占禁止法がつくられた趣旨、あるいは独占禁止法の内容に盛られた趣旨とは違つたものであることを申し上げなければならぬと思ひます。私たちは現在独占を強化しようとするすべての政策が、今独占禁止法を緩和しようとする企圖の中に集中的に現われて來たと思ひますから、独占禁止法を緩和するといふ企圖に對して、徹底的に反對する態度をとるのでありますけれど

も、独占禁止法そのものにつきましても、これに賛成する態度をとらないのであります。なぜかといふと、独占禁止法は、独占に対して自由競争を謳歌し、自由競争が万能のものであるといふことを主張しておるようによい。これは独占禁止法が制定されたのは、アメリカにおける農民の要求を基礎にしてきていふといふような歴史的事情があると思ひますが、しかしながら同時にまた独占禁止法が第二次大戦後、あるいはマーシャル・プランの双務条約といふ、あるいは日本といふ、十原則といふような、その他によつて何回も繰返して、アメリカの援助を受ける諸国に対してアメリカから要求せられてゐるものであるといふことについて、私もはさきに考へなければならぬ。独占が成立することは、自由競争の必然の結果であると考えます。自由競争を謳歌することによつて、独占を排除することは、これは決してできるものではない、そんなふうには考えます。私も独占に反対するのは、自由競争を謳歌するためではなくて、逆に労働者であるとか、農民であるとか、中小企業者であるとか、私もこれは平和国民と呼びますが、平和を愛してゐる国民の独占の政策に対して反対する要求を代表して、独占に対して自由競争を謳歌するためではないのであります。

すすべての国において独占が禁止されておるのであります。このようになつておるわけではあるかと申します。これは一つの事実をあげれば明らかになるのではないと思ひます。といふのは、アメリカの資本と日本の資本が同等の立場に立つて競争することがはたしてできるものであるかどうかといふことを考へなければならぬ。かになつておると思ひます。われ／＼はアメリカ資本が日本において自由を獲得することを決して好まないものであります。それに對しては反対の態度をとらざるを得ないのであります。われわれは日本の産業が日本の資本が、民族産業を保護するための団結、民族産業を保護するための結合を主張することに対しては、これを支持せざるを得ないのであります。そういう意味で、独占に對しては反対し、独占に對しては、ものゝが決して現在の独占禁止法ではなくして、平和国民の独占に対する要求、独占に對する闘ひのみであるといふことを繰返して私は申し上げたいと考へます。

このような立場で私もはおりますので、たとえば電気事業のような大独占体の従業員組合、電産組合、あるいは炭炭、石炭産業のような大資本の組合、これらは今労働者みずからが外に出まして、中小企業者、農民その他とともに自由なる討論の機会を持ち、自由なる懇談の機会を持つて、そうして独占の政策に對していかに平和的な経済政策、平和的な経済再建の政策を打立てるかといふことの討論を十分に開始しておるのであります。そうしてそのような討論とそのような闘ひの過程を通じて初めて独占に對する反対は貫徹されるものと私もは信じておるわけでありまして、非常に簡単でありますけれども意見だけ申し上げました。

○佐伯委員長 以上で参考人の御発言は終りました。これに對する委員諸君の御質問がありましたら、この際これを許します。

○栗田委員 中山参考人にお尋ねをいたしたいのですが、特に中山さんは、化粧品関係の仕事をしておられるのであります。最近われ／＼が表へ出てみまして、特に感ずることは、外国の化粧品が店頭や露店に非常にはでに販売をされてゐるということを見ます。これは重要な資源が少いのであります。日本は重要な資源が少いのであります。われ／＼はこの重要資源を輸入する方に外貨を使わなければならぬのですが、こういう化粧品という消費財を外国から買つて来るのに外貨を投資するといふことは、非常にもつたないことであると思ひます。そこで特に生産者としてあなたにお尋ねをいたすのであります。実際問題として日本の化粧品と外国の化粧品の差といふものが、今日価格に現れてゐるやうにあるのかどうかといふこと、それからこの再販価格維持契約を結ぶことによつて、生産者は、こういうやうな法律の規定がなかつたときよりも、この契約ができたことによつて、もつとりつばな、品質のよい商品がこの契約によつて生れることができるのかどうか、それからこういう生産の契約によつて生産者が、あるいは不当に値をこれによつてつり上げて、ひいては消費者に迷惑をかけるやうなことはないか、特にこの点に關しまして、今日までの体験から、率直に御所見を伺

いたしたいと思います。

○中山参考人 ただいまお尋ねをいただきましたことに對して、率直にお答え申し上げます。外国品が、占領下において、いろ／＼の手を経て輸入されておりました。けれども、これは外人のみの使用といふのが、表面の許可されておる理由でありましたから、市場に氾濫するまでは行かなかつたのであります。ところが、これはやがて国内の化粧品業に悪影響を与へつたのであります。ところが昨年の春からこれが自由に輸入されることになりました。これをそのまま放置いたしましたれば、日本の化粧品業は弱体化するといふよりも、非常な不利な立場に陥るものであります。それで、かねてから化粧品業の各メーカーは、競争の目標をいつても外国品に置いておりました。外国品に置いておるのは、日本の化粧品業の大きな目的は、フランスがかつて世界第一の富を得た当時、あれは化粧品とどう酒の産業によつて得たのであります。日本もその立場になるために、将来東南アジアその他において、きつとわれ／＼は御公がでけるとかねてから信じて、たゆまず業者は努力しておりました。それで、いつも外国品に劣らないものをつくるために、三十年前から、入超防止、輸出促進、国産尊重の運動をして、消費財はなるべく日本材料、原料及び日本の労働によつてつくられたものを使う、それには品質をよくしなければならぬ、品質の研究、それが悪かつたならば、保健衛生上からも、美的生活の上からも無価値であるから、これは売れない。従つてそれに対してあらゆる研究、たゆまない研究と努力を続けて参つてお

ら、どうしても消費は生産のために消費するという根本でもつて、ない原料だけは外国から入れるけれども、ただいま申したように、一貫して業者がこれに臨んでおります。従つてこの点は、国産品であるがために消費者が迷惑になるという事はありません。ただ再販価格が維持できないために、良品を市場で売らないような機運があります。商標に責任を負うて、良品を適正な価格で出して、隣の競争者がよく安く売るために、自分の信用を落し、客が減るから、なるべく売らない。だからいかに丹精をこめていいものをつくつても、売らないようにするという事になりますから、そういう有名ないいものがやはり十分に伸びない。それで無名な、あるいは無責任なものを扱つて、それが利潤を得て、生活を持続し、事業を継続するという点が相当多数ある。それだから、いいものをつくり、正しい販売価格の維持ができれば、良品を適正価格に供給する根本は、能率を増進して大量につくるところに、生産原価を安くすることとができる、その大目的を阻止するやうな形がある。そうして消費者も、不良品とか価値の少ないものを動められておるので、むしろ被害者であると申してもいいのであります。それから再販売価格というものが行われても、不当のつり上げは絶対にない。小売のマジンはごく少いのでありまして、それは小売店は団体を結成して、団体交渉とか争議とかをする権限は持つておりません。だから各自に正しい利潤をえとえておれば、それを忠実に信頼して販売しておりますから、決して不当に利潤を獲得するために、威力を用いて

メーカーをいじめて、その結果消費者にも迷惑になるというやうなことは、今ない状態で、生産、販売とも日本の化粧品を健全に発達さすというこの精神的な理解と、経済的な協力の態勢が、ただいまは整つております。

○栗田委員 この法案が通るから通らなにか、わかりませんが、この法案の原案通り通つたという事になります。この再販価格維持契約について、労働組合なり、あるいは消費生活協同組合等が適用除外になつておるわけですが、そこでそういう組合は別に再販売価格維持契約を結んでおるのではありませんから、おとり販売等において、有名商品を濫売したというとき、各地の小売店から、こういうことをされては困るというて、どん／＼本舖に苦情を申し込まれるというやうなことが、さつそくありはしないかといふことを私は非常に憂へるのであります。こういう点に關しまして、本舖としてどのようなお考えをお持ちであるか、お答えを願ひたいと思つてあります。

○中山参考人 ただいまのお尋ねに対してお答え申し上げます。率直に申し上げますれば、除外されておる団体がありまして、これはたしてこの法律上公正であるかないかといふことは、私も非常に不安で、疑問を持つておるのであります。私はここでそれを力説し、追究する意味ではありませんけれども、まことにこれは再販価格維持の目的に一〇〇%の効力があつてはしもの、あるいは三〇%、五〇%にとどまるおそれはないか。しかしないよりはあつた方がよいといふことになりまして、それでたとえば労働組合

が除外されるのはいかにも社会政策的にいいことであると思ひます。しかし考えなければならぬのは、労働者の本分は何かといふと、担当職務に勤勞するというで、それに対する報酬または代償として適正賃金を得ることにあります。小売業者は物品を販売するにいうことが本来の使命でありまして、それに対する代償として適正代金を受取るという事であります。従つて労働者は適正賃金で最低生活は絶対に維持しなければならぬ。また税金も、再生産力も、文化生活の維持も含まれしやうが、小売業者もその代償として適正な代金には最低のマジンは保証されなければならぬ。そして経営費なり、生活費なり、税金なり、子女の教育費なり、また事業の維持に關する種々なる附帯費等は当然あるべきものである、これが公平な立場でないか。そうすると労働者を保護するた

めに、その主たるものである労働者の賃金は絶対に侵してはならぬが、販売利潤によつて生活する者が小売業者であるならば、その賃金を侵すといふことは本来の目的と違ひ、別の意味になりはせぬか。あるいは社会政策というが、小売業者一千万の生活権にまで關係するといふことにもなれば、ほかにもう少し聰明な方法がありやしないか。労働者を保護するといふことは私は絶対に賛成であります。小売商を犠牲にして、小売業の事業の基礎を破壊し、またはその正当な権利を侵害するやうなことをしてやらなければならぬかどうか。極端に言いますと、小売組合は自分の方がもうからないからといつて労働の低下を認めるとか、そういうやうな低賃金を強要したりすることは

できないはずであります。お互いに基本人権が尊重されるとすればこの点において相互とも好意ある理解のもとに、両方榮えて行くやうなことが望ましいことのように思ひます。それでさらに今度購買組合が除外されないのであるに適切なことと思ひますが、小売業がその事業から利益を得たならば租税を払ふ、それから会社がこの厚生施設をしてこれを行ひましたときには、これは損失勘定になつておりますから、当然納税しなければならぬものが税を払わなくては済む。小売業は衰微しますから、税を出すのが少くなる、会社の購買組合は当然厚生施設としてやるのですから、それで國家の収入にまでも關係する、こういう点があるやうにも思ひます。それでこの点はいろいろの弊害もあり、正しい産業の経営、小売店が衰微し、問屋もいけな、生産者もいけなといふことになれば、産業秩序を破壊するやうなことになる得ると思ひます。あまり長くなりましてから略してまた御質問にお答えいたします。

○栗田委員 今の場合は小売業者と消費生活協同組合の例をとつたのであります。小売業者同士の再販価格維持契約を破つて濫売したやうな場合には、本舖として取引停止をするお考えを持つておるのかどうか、あるいは違約金を課するといふ考へ方を持つておるのか、それからもう一つは今の消費生活協同組合といふやうなものが非常に発達して濫売をする、そして小売業者からも苦情が出るやうな場合には、おいて、品物は同じだけれどもレッテルは一般の市販の商標とは違ふものを

つけて協同組合だけに御すといふお考えを持つておるのか。この点に關しまして生産者として実施の上からのお考えを承りたいと思ひます。

○中山参考人 国内または國際關係によつて不況は一層深刻の度を加へるおそれもあるやうに思ひます。それがいろいろの点に影響を及ぼして、小売市場にも不当廉売が一層深刻になるおそれがあるやうな事があることですが、まったくそういうおそれがあるやうな事、この際ぜひ再販価格維持に關する法律改正を仰ぐことができれば、その実害はある程度食い止められるだらうと思ひます。そしてこれに対する制裁が本舖としてあるかといふこととありますが、今の法律であります。と、独占禁止法で極端な制裁は禁じられておまして、普通であれば団体的に同業組合法、重要物産法によつて同業組合ではそれができたのですが、今ではそれが許されません。しかし英國では労働組合が組合員を及ぼると同じやうに、契約販売価格の契約外の不当廉売したならば、それに対して損害賠償を訴へることが認められておる。そこで労働組合を濫用させ、保護しておると同時に、小売業に対してこれだけの保護がしてあるといふことについては、日本も將來この点を御考慮願ひなればならぬかと思ひます。ただ道義を無視したり、安く売るのは社会奉仕だと誤つて、人に迷惑をかけておるやうな人に対しては、そういう不正競争をやつておることはいかぬことだといふやうに、生産者、問屋など取引關係の人が忠告すれば、容易に反省し、改善し得られることになりまして、それをしないやうなところにはやはり商品

供給する機関がなくなるから、自然人を妨害してまで事業を営もうとしてもできない。店員が盗んだ、どうぼうにあつた、あるいは運送の途中でとられた荷物を内々で安く売ること、これは不正公為であつて、常にあるわけではありません。これは非常特殊の場合でありますから別の取締法があると思ひますが、将来はこの点につきまして適当な方法が講ぜられてしかるべきである。ただ出荷は、業者全員の正しい繁栄を阻止するということは生、配、販三者の不利ばかりでなく、またその業界全部の不利ばかりでなく先ほど申しましたように、国家のためにも国民の多数が不幸な状態になることに對しては、社会の便益と一致するといふことがわれ／＼事業経営者の根本精神でありますから、それに反するようないふことに對しては、あらゆる方法をもつて適正に取締りを行うようにして行きたい。しかし第一に精神的な改善協力を求めるのに、非常に便宜な、また向うで反省しやすいことになることだけは事実だと信ずるのであります。

それから購買組合その他に別のわくもしくは別の要求によつて出す考えはないか。これは双方、労働組合であるとか、購買組合とか、こういうところには、多くの消費者の便宜をはかるために、市場の小売店に害を与えないような方法で、別の言葉で言えば喜んでその便宜をはかる、これは生産者としても当然であります。外国品の輸入を防ぐという場合には、他の会社及び勤労者に対してその便宜をはかるようなことは、別の意味から考えまして、やはり大なる目的達成のためにやらなければいかぬことだと思ひます。

この点は今どういふ計画をしているといふことは申し上げられません。

○農田委員 日本化粧品製造する生産者は大体何軒くらいありますか。それからそのうちで一番大きな会社はどこであるか。その大きな会社は日本の生産量の何パーセントくらいを占めているか。今日日本の消費量の中に外国の化粧品というものが何パーセントくらい入つておるか、これがもしおわかりでしたらお知らせ願ひたい。他の委員からも質問がありますので、私の質問は保留いたします。

○中山参事人 ただいまのお尋ねにお答えいたします。日本の化粧品製造業者は終戦後は七百ないし八百あります。ただいま東京、大阪関係の組合は三百余りあります。組合員外を入れますと、これに百あるいは百五十くらい加わると思ひます。組合員外の関係はよくわかりません。そして一本舗は、名前は差控えますが、一本舗がその業界に占めている販売力はどの程度か。これは大体二、三のものが、一番よく売つておられます。競争がはげしくございますから二割になることは今まではまだありません。二割になつても決して市場を独占する力はありません。まだそれくらいの程度であります。

それから外国品の国内に入つたものは大体多いときが一割ぐらい、百五十億円であれば十五、六億円で、またこのごろは政府の方でも大分考えられつたところから、これが二分の一になるか、三分の一になるか減つて行きますか、と思ひますけれども、しかし日本でこういういいものができるのに、海

外に大事な金を出すといふことは浪費で私はほかの、国民同士が取合ひをするのならいけれども、海外へ出すといふことは非常な国民的浪費だと思ひます。この点はまた御参考を表を後日出してもよろしうございしますが、一応それだけ申し上げます。

○中村(時)委員 お話はよくわかつたのですが、たとえば戦後のあらゆる部面にわたつて、特に私は化粧品並びに薬品のためにつくられておるような感じがしてしやうがないのです。化粧品を例にとりましても、戦後非常に急激に化粧品がたぐさん出まわつて来たといふことは、それだけ化粧品というものは利潤があつたと解釈ができると思ひます。おそらく資本主義の今のような面におきまして、この一つの資本利潤を追求して行くといふことは、これは資本主義の経済原則なんです。そういう意味において、資本利潤の追求をしておつた。しかしながら今度の朝鮮休戦あるいはまたそのほかいろいろ条件が伴つて、政策の転換をせざるを得ないやうな状態になつた。そこで大いに不況がさらに将来起るであろうといふ推算がここに出て来るわけでありまう。そのために現在までの価格維持なり、あるいは現在までの利潤の限度といふものを今度はそういうやうな保護によつてみんなの立場を守つて行くといふ線の方が強く感ずるのでありますが、それに対してどうお考えですか。

○中山参事人 ただいまのお尋ねに對してお答え申し上げます。化粧品業界は戦後多数生産者があつたといふことは、利潤が多いからといふことは、一部のものを除くほかは断じてありません。普通の産業よりもまだ利潤は少い

のであります。ただこれは大量につくれば利潤であります、少々のことでは利潤どころではありません。それだから戦後には品質にも商標にも責任を負わなければならないといふことも、それは五人や十人の家族なりの、従業員なりを養うためにつづたのでしやうが、産業として存在する化粧品は、きわめて利潤が薄いのであります。戦後に七、八百あつたものが今三百組合、あとが百五十あるかと思ひますが、これだけ減つたのは利潤の薄いことを如実に示しておるのです。これがまだ、残念ながら半減し、三分の一になる。真に利潤にかまわずいいものを正しい値段で売るメーカーが残つて行くと思ひますから、この点はそれで御了承をいただきたいと思ひます。

それから再販売価格の方は、朝鮮の休戦問題あるいはその他の事情、不況によつて急に将来の不安を予防するためにするのではないか、こういう御意見も一応ごもつとも考えますが、それも全然そうではありません。私の記憶するところによりますと、大正十年にこのままでは業界は破滅する。外国に對抗する力がないんだ、ことに関東大震災のときから、値段を保護しない限りは業界というものは、少し外国の資本が来たならばみんな共倒れになるといふことから、当時國産愛用運動の急先鋒になつて立つたのはそれでありまう。そのときからこの価格問題に對してはいろいろの団体をつくつてやつておりましたけれども、今団体をつくることが禁止されておるから、戦後はどうもできない。独占禁止法によつて、正しい経営、責任のある商品を適

正な価格で売ることが阻止されておるので、やむを得ずこれを譲歩しておる。そこでこれは当局に對しては三年も五年も前から陳情しておりますが、なか／＼取上げられなかつた。ところが実情を調査されて、これは捨ておけないといふことがわかつて、それから海外を御視察になつて、なるほど海外もこうだといふことがわかつて、なかなか容易にお取上げにならぬ公正取引委員会も、われ／＼のかつてな利己主義的な主張でないといふことを御了承になつたために、この改正案をお出しになつたのではないかと推察しておる次第であります。

○中村(時)委員 海外の問題などもありました。たとえば東南アジアの経済の立地条件、あるいはブラジルのお話などもありましたけれども、實際に向うの日本人が日本の商品を買ふといふことは、化粧品に限らずすべてが日本のものであるといふなつかしい気持ちから買つておるものであります。外国人はほとんど買つていきません。私も向うへ行つて見て十分認めて来たのであります。これは商品の品質といふより、日本人のつくつたものであるといふ一つの郷愁と申しますか、そういう考え方から出ているのであつて、品質が非常にいいといふやうな意味において外国に売つておるとおつしやいますけれども、その外国の買つておる者はほとんどが日本人、大体こういう状態でありまう。そこで私どうしてもピンと来ないのです。

それで次にお聞きしたいのですが、生活費の中に化粧品の占める地位といふものはどの程度のパーセントになつておりますか。

○中山参事人 海外においての日本化粧品品の需要されることについて今申されたことは、一部はその通りでありま

す。日本品でなければいかぬといつて、いゝのめんなうな手続を排除してまで輸入しようとするものは、やはり日本に好意を持つたものしかやらない。一般的には貸し売りをして、今のような為替手続なり、許可手続をしてまで何も化粧品を輸入する必要はないからしませんが、これが自由になつて来ましたならば、日本化粧品は確かにいいから外国、ことに東南アジアには相当売れます。東南アジアの各地から共同経営——向うに加工場を設けることの申込みがだいぶんあります。それで品質においても、アジア民族には日本で研究したものが歓迎されるというところは間違いないと

せん。それでこの点は将来大いに微力をささげて御奉公するつもりであります。それから次の点は、はつきりしたことは申しかねますが、ちやうど私どもの文化研究所で女性の文化生活に對して二百人の統計をとつたものがありまして、これをあれししたらよろしいのですが、私さうそのつもりで来ませんでしたが、多分収入の三%から五%、ごくさういう方に興味を持つておられない人は一%もお使いになりませんが、普通は三%から五%のところのように考えております。

○中村(時)委員 わずか生活費の三%ないし五%しか使っていないという化粧品です。これは化粧品を例にとつては消費組合、労働組合をこの法案から除外しなくちやならぬというほど

の一般労働者は低賃金である、適正賃金でないという点を意味しておるわけですが、これが第一点。そうした場合に、たとえば今お宅なんか、労働組合あるいは消費組合からさういう商品を買いたいというふうな場合に、対等の立場において契約を取扱つていたで

○中山参事人 労働組合の方々は負担のパーセントが少いけれども、やはり安いことを望まれる。それくらいだから、賃金関係も影響しておるといふ話から、将来やはり販売について組合等に相当な不利でないような均霑した待遇を与えるかというふうな均霑したように考えますが、これはやはり他に害を及ぼさぬように、正当な小売業者が実害をこうむらないならば喜んで私は協力すると思ひます。現に下関で鉄道の退職者協会がありまして、それに対して業者が協力しておる、これはことに日本でも初めてであります。百貨店のようないくつか協力している、これはおもしろい例であります。産業界は——これは概して説法でありますけれども、今は大分目ざめて、自分だけよければいいというふうな利己的な幼稚な思想でなくて、やはり自他ともに有利で榮えて行くようにという気持を持つておりますから、お説のことについては十分、少くともわれわれ業者は欣然協力し得るつもりでありますから、小売店の値段がぐずれないよう

な、いわゆる労働者にとつて、労働賃金を不自然に低下さすような悪影響を与えることがいけな

○中村(時)委員 そういうことを認めるとするならば、それはお宅のようなりつばな考え方があればけっこうです。ところがお宅はただ化粧品なら化粧品一本だけを見ておつてさういふうに進められるといひますが、このことが認められるとすれば、価格の維持政策という今のお話でこ入れになりまして、あらゆる面に影響が出て来て、それが価格カルテルに關連いたしますと、そのまゝその価格が下へ流れてしまふ。ところが物価の変動は常にある、さういふふうな場合には、どういふふうにお考えになりますか。

○中山参事人 運営のことは当局でなければわかりませんが、当局の公正取引委員会のお考えは、さういふおそれのあるものには認められないのじやないでしょうか。これは過去も現在も、市場調査もして小売再販価格の維持を認めても、消費者にも害がない、産業にもいい影響を及ぼさすといふもののみを許可されて、さういふ実害の伴うようなものには、公正取引委員会は他方では容易に御了解を得ることは困難です。これはいかに、これはどうだといつていろいろの資料をもつて突きつけて認められぬから、よほどまじめな考えをもつて責任を負うたものでなければいけません。それで信用ある商標のあるものと、商標擁護の意味で、國家の許しておる商標、しかもそれと實際市場とをつき合せて運営されるつもりで、実害がないようにしようという当局の深甚なる御配慮であるうと思ひます。それにもかかわらず、当局は労働組合その他にはまだ、遠慮しておられるから、私は今何も——今日は再販

価格を一応何してもらつて……。

○中村(時)委員 何もそこまで立ち至つて聞こうとは思つていません。實際の問題として、たとえばお宅のような生産者が下へ品物を流しますね。流した行つたときに、實際上、上の方で非常に利潤が少くなつて来る場合がある。そのような場合に、非常におそれることは、たとえば下部において今までの何割というものをやつておつたわけです。その何割というものを打切つて、たとえば二割であつたものを一割にして、自分の方の経営に非常

に苦しむからといって、その一割を自分の方へ取上げるといふことが考えられるわけですが、あなた個人は、実際にりつばな意見を出していますから、さういふことはないと思ひます。ところが一般にはもうけるということが頭に來ているのが一般の人なんです。だから實際に公取委員会でも今そのことが非常に問題になつておるのであります。だから、あなたは公取委員会ではさうじやないからさういふものを出したのだらうと言われま

すけれども、さうじやなくて、現実にはさういふ心配がある。だからあなたがさういふ心配がある。なんです。

つていらつしやるのは化粧品を中心にして言つてゐるのですが、労働組合を對象にする場合には、幅の広い再販価格というものが問題になつて来る。だからその点で認められぬかを先にちよつと聞きしておきたい。

○中山参事人 ただいまの話は、まったく私さうではないかと思ひます。さういふことだけでござい

○山本(勝)委員 最初に中山さんに二

点だけお伺いしますが、一つは、競争前にもやはりこういう再販価格という制度があつたことがあるかということでございます。すなはち小売商店とメーカーとの間にその販売価格について契約をするということがあつたかどうか、もしあつたとすれば、それが完全に維持されたものかどうか。

次に、私は時間の関係で全部質問いたしますが、今日のような不況時代ですからとうてい今までのままでやつて行けないというので、この再販価格の協定を結ばなければならぬ効果はあるかと思ひますけれども、しかしやはり薄利多売でやろうという日本の小売商人の競争というものは絶えない。ですから、これは結んだだけではなから、その再販価格そのものを十分に維持することは困難ではないかと思ひます。いかがでしょうか。

○中山参事人 戦前に再販価格のよくなものが維持される方法があつたかどうかということですが、これは戦前には重要物産同業組合によりまして同業組合によつてこの価格の維持が行われたのであります。一時百貨店と小売店との対立摩擦が深刻なとき、小売店とはほとんど全滅するだろうという問題まで起りました。それから農業協同組合との間にも問題が起りました。これは不当な値段で売りくずしはしないということ、法律上では疑義がありましたが、やはり百貨店も大事なお得意でありますから、とうとう百貨店との間に協調ができて、維持ができました。それから小売業者は小売業者の団体があつて、それが売りくずしをしないように、そのかわりには不当販売もしない、高売

りもしないという附帯した申合せを大機しております。それを高売りすれば、つまり、どんなにいい品物を安く適正に売ろうとしても、売れぬようにしようと思つて高く値をつければ、それは生産者に対してポイントするといふ反対の意味になりまして非常な害がありますから、高くも売らないし、廉売もしない。こういうふうな意味で、やはり組合が横の連絡を維持されて、それを守らないところは問屋なり生産者が品を送らぬというふうなことで、割にこれが実行されておりましたけれども、これが今度のこの法律の使命で、そうすればすぐ訴えられるのでありますから、小売店のみならず悲惨な立場に一時陥るということをおつておられます。

それから、これができたならば完全に維持できるかどうか。これは薄利多売です。薄利多売というのは、薄利多売でなければもう決してその商標のある商品が売れないのです。それに、非常に多くの利益を小売屋さんに与えたならば消費者が満足しませんで、ほかの競争品が行きますから、薄利の程度に指定した値をつける。それを安く売ると事業の維持ができないというのは、それは不当販売に属するからであります。しかしこれは絶対守れるかという点、絶対守れる要素が精神的にも制度的にも備わりますけれども、あの印紙でもタバコでも、小売店が自分の家からよい買いつてもらおうと思つて、ないしよく安く出すところがあります。これは私ははつきり言明はできませんから、そういうときにはどうするかということもわかりませんが、中にはそういう人もないとも限りません。これはまた御当局より適当に聞いていた

はまた御当局より適当に聞いていたきたいと思ひます。

○山本(勝)委員 もう一つは海外に對しての化粧品品の輸出ですが、これは相対する可能性があると思ひます。日本人の産業としては、おそらくほかのものに比べて負けないほど出るのではないかと思ひますが、ただ、今日の為替レートが、かりに四百五十円とか五百円とかいうやみ相場程度ではなくても、三百六十円ではなしに、ある程度日本の通貨の安勢に沿うたところにもし変更されたら仮定して、——實際はなから、そうならぬでしようけれども、そういう実際の日本の経済力に適應したところへ日本の対外通貨価値といふものがあつたら、これは相當海外に出るのではないかと思ひますが、その点はどういふふうに見てやられるかを承りたい。

○中山参事人 御説も輸出促進の一つの要素でありましようが、今各国とも輸入資金が欠乏しておりますので、それで、日本では化粧品をアメリカから輸入しながら、他では、ほかの機械とかあるいは農業肥料、その他重要な生産財の方を先に、消費財の方はなるべく資金に余裕があるときにしたい。それから自給車のような活動するときに必要なものでも、これは第二義的に扱われて、向うでは希望しておりますが、容易に許可がおりないといふところまでなつております。

それから、御説のように、化粧品は将来必ず国家のために役に立つものである。私も業者は、化粧品を理解してもらつて保護してもらいたい、これは一つのモットーにしております。つむななれ国の柱となる双葉、今幼稚であ

つても、将来国の一つの産業の柱になり得るものである、その確信をもつて、真剣に努力を続けております。

○山本(勝)委員 高島さんにちよつとお伺ひします。あなたの今の御意見は、日本労働組合総評議会の御意見ですか。

○高島参事人 日本労働組合総評議会としましては、先ほど申しましたように、機関としてこの問題についての意見を決定しておることはありません。ですから、機関の決定という意見ではありません。

○山本(勝)委員 組合としては絶対に認められぬということがありました。その組合というものは、この組合じやないのですか。

○高島参事人 今の質問にお答えします。労働者の生活を守ることを第一義的な原則としておる労働組合にとつては、基本的な立場として、この案を認めることはできないとお答えしたわけでございます。

○山本(勝)委員 つまり高島さんの考へでは、こういうわけですね。自分の解釈する労働組合の根本の考へ方からすれば、この改正は認められるべきものではないと考へる、こういうわけですね。

○高島参事人 ある意味においてはお説の通りであります。他の意味においては、それは私個人の考へではなく、現在の労働者の共通の考へ方を代弁しておるということでありま。

○山本(勝)委員 それは組合の役員会が何かに相談されて、今日出て来られるときに、大体こういうふうに答へるということでありま。そうでなしに、さらに一般の、この組合傘下の労働者の個人々々全部にわたらぬまでも、大体各方面の意見を聞いて、下の方の意見自身が、もうこういうものは認めぬようにしてもらいたい、こういうことであるのですか。あるいはそういう手続をとつていないにしても、個々の組合員の少くとも大多数が、これを認めない、こういうことを、責任を持つて言い切れますか。

○高島参事人 ただいまの御質問にお答えいたします。日本の労働組合は、必ずしも一色で染りつぶされておるわけではありません。従つて日本の労働組合の中には、独善法の緩和どころか、実は独占そのものにも緩成する部分もございまして。しかし日本の労働者の大半をもつて組織しております総評議会の傘下の組合においては、これに對する反対は、一般的な考へ方となつております。そしてまた、きよう突は総評議会の大会が開かれておりますけれども、総評議会の運動方針は、独占に對する反対を明らかに表示しております。また総評議会傘下の主要組合であります。日本の最大の独占企業の一つである八幡製鉄の従業員組合は、独善法緩和反対を決議しております。それから八幡製鉄の組合を含みます鉄鋼労働組合連合会も、反対を決議しております。その他に、そういうふうな機関としての意見を決定しておるものもございまして。またさらに労働組合の若干の幹部、個人々々の意見を総合しまして、それと私の考へます労働組合の理論的な態度、それとを総合しまして、これは労働組合として基本的には反対であると申し上げたわけですね。

○山本(勝)委員 その点はよくわかりました。私が誤解して聞いておるかも

しませんが、つまり先ほどの御意見は、独占禁止法そのものにも反対というのです。それから独占禁止法の緩和にも反対、こういうわけですね。あるいは独占禁止法には賛成、今度の緩和には反対というのですか、どちらですか。

○高島参事人 今の独占禁止法に対して、われ／＼が意図しますのは、独占そのものに対する反対、独占の政策に対する反対でありまして、そのようにならね／＼の意図は、現在の独占禁止法によつては達成できない。従つてわれ／＼は、もつと別の態度で、別の角度で、独占に対する反対の闘争を組織してやる、組織しなければならぬ。というふうな申し上げたわけですね。

○山本(勝)委員 先ほどは、独占には反対、しかしながらそれは自由競争に賛成というのではない、こういうことであります。つまり自由競争の秩序にも反対、また独占にも反対。そうすると、賛成というのは何が賛成なんです。か。どういふ秩序に賛成なんです。

○高島参事人 今の御質問にお答えします。山本さんは、独占と自由競争とは二つの対立物であつて、それ以外に何もものないというようにお考えのようであります。私はこれは間違つておると思ひます。なぜかと申しますと、独占というのは、経済社会において、少数の人間が経済力を独占することなんです。多数の者が多数の利益のために団結することはあり得るのです。現にアメリカにおきましては、労働組合は、労働者が団結して、労働力を独占することだ、従つて労働組合は独占禁

止に触れるのだという意見がございます。私もこれはこのような独占禁止の考へ方に対しては、反対するわけですね。

○山本(勝)委員 よくわからぬのです。この独占禁止法で言う独占には反対、しかし独占に反対というわけではないというのですか。たとえばアメリカの例を引かれましたが、アメリカの労働組合が音頭をとつて、それが一切の産業を独占し、一切の価格を決定して行くという独占ならば賛成、こういうわけなんですか。

○高島参事人 逆に御質問したいのですが、山本さんは独占の定義をどういふふうにお考えになつていらつしやるのですか。それによつてお答えしたいと思ひます。

○山本(勝)委員 いや、私はあなたに質問しておるのであつて、どうもお答えの意味がわからないで、私は決してここで言う独占というものと、競争というものが、二律背反のものとは考へておりません。その点では形式的に言う、あなたと同じなんです。ただあなたのここで述べられた意見がよく了解しがたかつたので、それをただ明らかにしたいという意味でお伺ひしたのです。先ほどのお話で、競争が独占に必然に転化するのだ、こういうことをおつしやいました。従つてこんな独占禁止法などがあつたつて防げるものではないのだ、こういうお考えはその通りですね。

○高島参事人 独占というのは、必ずしも二つのものが協定することだけが独占ではなくて、一つのものが巨大な力を持った場合には独占であるはずで、そういう意味で、自由競争というものは、これは必然的に優勝劣敗を伴

います。その優勝劣敗の結果、必然的に一つのものが巨大な力を占めることになり得ます。これは独占なんです。このような独占に対しては反対してやるわけでありまして、ですからこの独占禁止法のようなもので独占に反対できるものだと考へてはいない。こういうふうには私は申し上げておるわけでありまして、たとえばカルテルがつくられなくとも、コンツェルンがつくられなくとも、一つのものが巨大な力を持つて、それが国民生活に対して大きな影響力を持ち、大きな圧迫を与えるという場合には、これは独占であり、これに反対しては反対するといふふうな申し上げるものであります。それから労働者が自分の生活を守るために、団結する。その場合に、労働力の売買はなるほど独占されます。それは団体協約によつて契約されることになり得ます。しかしこれは私は反対すべきものではない、私は私は権利として主張して、これは中小企業者が組合をつくる、これに反対してわれ／＼は反対しない、これは積極的に賛成し支持されるべきものである、こういうふうな考へておると申し上げておるのです。

○山本(勝)委員 つまり労働者の場合には、それは独占でないから賛成してやる、というのか、独占ではあるけれども、しかしその場合には賛成だ、一種の賛成だといふのか、あるいは初めから労働者の場合には、かりにその中に競争が行われないようにモノポライズしても、それは決して独占とは見ないのだといふのですか、要するに独占といふものの意味がはつきりしないわけなのであります。

○高島参事人 従つて私は先ほど山本さんが独占についてどういふ御定義をくだされておるかかわらないのでお答えしにくくして申し上げたわけなんです。が、逆に私の方から独占の定義をしていいたいわけですね。私もはここでアメリカ流に独占という言葉を使つておる法案に對しましたので、独占という言葉を使ひましたけれども、独占といふことを問題にしておるわけではないのです。独占資本といふことを問題にしておるわけなんです。

○山本(勝)委員 先ほどあなたの言葉に、およそ独占に対しては、私の独占であつても、あるいはそうではないにしても、公のといふか、何という言葉を使われたか知らぬが、独占であつても反対なんだと言われたときの独占というのは、普通に言われる競争のない状況に独占といふ意味でなく、資本家の国家、あるいは資本家そのものによつて競争が否定される場合その独占は反対である。こういう意味と解釈してよろしうございませうか。

○高島参事人 その通りです。今の御意見の通りに私もは解釈しております。

○山本(勝)委員 わかりました。○中村(時)委員 高島君に一言お聞きしますが、もしこの法案が、特にこの独占禁止法そのものの問題があるわけですが、一部改正法案という問題で上程されて来るわけなんです。これははつきりとして決定したわけではありませぬけれども、この問題が与える影響といふものはかなり大きな問題が出て来る。それに対してあなたが今ここに來ていらつしやるのは個人の資格になつてゐる。

そこで決議機関としてこれを総評の今度の大会に提案されるとか何らかの行動的な線が非常に大事な問題になつて来るわけですね。そういう御意見を伺つていらつしやるかどうか。

○高島参事人 今の御質問に対しては個人の意見を答へすることに成ります。独占法の緩和に對して反対する態度を総評なら総評の機関に提案して決定する意思があるかどうかといふことですね。実は先ほど申し上げたように、たとえば八幡製鉄の組合あるいは鉄鋼労連、それらにおいて独占法の緩和に對する反対を決定しておるわけですね。そしてそれらの組合からこれを総評に提起して、総評において独占法緩和反対の態度を決定し、その運動を起そうといふ意向といふことが現在あるわけですか、そういうものが現在あるわけですか。今度の、きょうから開かれておる大会でそれが問題になるかどうかはわかりませんが、総評としてこれに對する態度を決定する時期は還からずあるものと私は信じております。

○中村(時)委員 そうなつて來ますと、時間的な問題が出て來る。時間的な問題としてはすでに上程されて審議に入つてゐる。これが済んでから云々したつて始まらない。幸いにして今大会をやつておる。だから提案理由として八幡製鉄の組合でもつけよう、どこでもつけよう。その一つの問題の取上げ方にあなた個人の意見として、ぐに行動的にそれが出られるかどうかといふことをお聞きしてゐるわけですね。

○高島参事人 ただいまの御質問に答へますと、その行動の形がどういふ形であらうと、たとえば国会共闘を通じ

てであろうと、あるいは大衆的な何らかの意思表示であろうと、あるいは大衆的な何らかの行動であろうと、その形がどのようなものであろうと、反対の行動が行われつつありますし、また行われるという事は私御返事で思っています。

○中村(時)委員 それでは最後に一点高島君に申し上げます。時間的な問題が非常に早急に來ているわけです。深くつ込んで行きますと、おそらくスト禁止法ともからんで来る。ですからその意味において、相並行両立して、この問題をあなた自身が組合員の立場において提案を今度は申し込んでおいてもらいたい。

最後に中山さんにお聞きしたいのです。というのは、山本先生は非常に喜ばれるでしょうけれども、資本主義のいわゆる自由競争という意味からいいますと、今言つたように、そういう多くのものが集まつている競争し合つて行く中に、品質の向上もあり、技術の向上もあり、従つて消費者に対しては、これになるほど安くていいのだということになれば、購買力が自然にできる。何もこういうことをしなくても、本質的な今の資本主義の形態の上から行けばそれが最も妥当だ。ところが資本主義ではいかぬというところが今実際に來ている。実際にカルテルを結ぶとか何とかいうことはそういうことだ。私が言つてゐるのは、カルテルそのものは計画的な面から見た場合はかまわぬ。ただ問題は、その対象が公平な利潤の分配という点から、消費者に利潤が上らないところに問題がある。だから実際の問題としてあなたの方のお考えは、この問題よりも今言

つた自由競争によつてやつて行かれる方がより以上りつばなものができるというお考えはないですか。

○中山(時)委員 たいへんむづかしい問題で、私は御満足の行くお答えを多分しかねるだらうと思ひます。この点前もつて御了解いただきたいと思ひます。私は労働組合であつても、資本家であつても、団体が書を書き出すのでなくして、それを運営するあるいは指導する根本にりつばな理想、信念、人格を持つてこれを善用すれば、国家、社会、人類に益する。決して資本が罪悪ではない。労働が罪悪ではない。これを誤つて濫用すれば、国家、社会、人類のために害になる。だから団体力によつて資本家が結束して、つづぬか産業を大いに起すのはいいが、それがために依存産業に非常な迷惑をかける。自分たちのみを保護して、依存産業を考えないようなときには、これは必ずしも善とは言えない。それをつづしてしまえば、多くの勤労者を失業者にする、国の産業の基本もつぶしてしまつたら、一時の便法として何かの保護をしなければならぬといふときには、注射は好ましくないけれども、やはり注射で一時の危機を救うて、それからおもむくいい方法を講じるといふことはあり得るものではないかと思ひます。私はあまり適当な答えはし得ませんから、これくらいでお許しをいただきたいと思ひます。

○中村(時)委員 まことにりつばな御意見であり、あなた個人としては私は非常にいいと思つてゐるのです。但しちやうどこういうことがあるのです。一つの最も具体的な例をとつてみますと、パチンコ屋でパチンコを当てる

とタバコが出て来る。そうするとこの四十圓のピースを町で三十五圓で売つてゐると、必然的に三十五圓のものを買い出す。正常な立場で注文通り行かないが、但しこれが現実の行爲として現われて来る場合は、たしてこの法案の内容通りできるかどうか、ここに大きな問題があるわけです。たとえば最もりつばだと思つてゐる官吏において、通産省の演説事件を考へてごらんない。最も多くの事件を出してゐる。そういうように出て来るのであります。これに対してあなたがたおつしやつてゐるところの責任がとれるかどうかというところが大事な問題だと思ふ。あなたがたおつしやつた指導なりそういう事務を、あなたの方の立場において正常な形において責任をとれるかどうかというのを最後に聞きたい。

○中山(時)委員 資本の団結によるいろいろな何でカルテルのことに關連したお尋ねのように聞きましたので、先ほどのように申しました。今度は、再販売価格のことに關連してのようによ承いたしますが、それでよろしうございませうか。

○中村(時)委員 仰せの通りです。

○中山(時)委員 これは業者がやはり、先ほど来申します通りによつても商売は信用を重んじ、道義を重んじるといふことではないと絶対どんな法律があつても完全に行きませんから、それでわれわれメーカーも、問屋も、小売業者の指導者も、やはりせつかく大きなものの犠牲になつてゐるのを、御了解を得て幾分でも緩和することができたならば、これが徒勞にならぬよう水泡にならぬように真剣な努力を続ける、

意義あるように、価値あるように努力するといふことを申し上げたい。それ以上は……。

○中村(時)委員 そこですよ、問題の判断の仕方は。たとえばあなたのおつしやつてゐる善なる面が多い場合にはいいですよ。ところが今までの實際は悪い面の方が多く出ているのです。多く出ているから、こういうふうなことをしようとしてゐる。そうすると悪い面が数が多い場合においては、この維持契約といふものはかえつて害をなす面の方が強く出て来る。それを言つてゐるわけです。

○中山(時)委員 これは私のみでなく競争同業生産者の大抵多数の意見であります。従つてそれにやはり關連する問屋、小売店もみな入るわけです。今の日本の終戦後の商売の墮落といふものは何によるかといふと、利己主義ばかりに走つてゐるから墮落してゐる。昔の商売といふものは売る人も買う人も信頼し、感謝し合ひ、たまに利益をさしてゐる。今は自分が利益すれば買う方が損する、買った方が利益すれば自分が損する。それだから結局競争、競争と同じで、商売と勝負とを取違へてゐる。スイッチの入れかえをしてゐる。この点を直さなければいかぬといふのが化粧品同業者の多数の自覚した指導精神、といふものよりもこれをもつて業界はともに助け合つて行こうといふことで、私は業界においててもよほど進んで来ておりますから、その点も同様だと思ひます。あとのことはまだ調査不十分でありますから、このくらいで……。

○栗田委員 高島参考人に一点お尋ねをいたしたいのですが、今のいろいろのお話を聞いてゐると、あなたは今の独占法にも反対、今度の修正案にも反対、私的独占法にも反対、国家的独占法にも反対、このような御題目のお話によると、たまたま総評の大会が開催されてゐるので、早急にそこで決定をして本委員会の独禁法の審議と間に合うようにこういうことを提案したいといふではないかといふことだけれども、一体私的独占法にも反対、公的独占法にも反対、現在の独禁法にも反対、改正案にも反対といふと、あなたの方ではどのような独禁法を考へてゐるのか。一体そういうようなものが総評で取上げられた場合において、しかも日本最大の労働組合がはたしてそういう案がこの委員会においてまじめに論議されると思つてゐるかどうか、この点に關しましてあなたの率直なる意見を伺いたい。

○高島参考人 ただいまの御質問はまつたく言葉の遊戲に陥つてゐると私は考へます。先ほど申しましたように独占は抽象的なものではないのです。言葉としての独占といふものはどこかの天国にあるにすぎないものなんです。現実の独占は資本の独占であるわけなんです。私的資本の独占、國家資本の独占、私的または國家的独占資本が存在する。これに対して労働者は、労働組合は反対してゐる。そしてこれに反対する反対とは独占一般という、独占という抽象的な言葉によつて自由競争主義を謳歌することによつては關縁ない、反対できない、こちら私は申し上げたのです。このことは決してあいまい

なものでなく、内容的には非常に明確なことだと私は考えます。それを独占という一つの言葉の遊戯として、独占が幾つもある、みな反対ではないか、というふうな言われることは具体的な理解の仕方を欠いているのじやないかと私は考えます。

○栗田委員 あなたの話を聞いてみると大分私をあなたの思想の基盤が違ふやうでありまして、これではどこまで行つても平行線でありまして問題になりませんから、あなたに對する御質問はこれで打ち切りをいたします。

最後に中山参考人に一点お尋ねしたい。やはり私は非常に不況になることを心配しているのですが、非常な不況が深刻になつて参りまして、Aという店が潰れ始める、そういういたしますとBという店が非常に意志の強固な主人公であつて、近所に潰れが起きているけれどもじつとがまんをして、あくまでも再販維持契約というものを堅持をしているということになります。このAとBと商品でありますから、あの店はいくらまじめにやつておつても高いのだという折紙がつけられてしまつて、結局経済的に参つてしまつていくことになる。Aも潰れを始める、Bも潰れを始める、Cも潰れを始める。このようにいふと、これは取捨がつかなくなつてしまふのじやないかというふうな一つの懸念があります。しかもそういうような場合においてよくこの生産者というものがいわゆる再販維持契約を守り抜くことができるかどうかという点につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中山参考人 不況が深刻になつて、中では経営の不健全なものがやむを得ず潰れとか不当な潰れをする。それが行われ続いたときにはまた附近の競争小売店が同様に潰れを仕はしないか。それを強固な意思をもつて、ある意味では聖人君子のように売れども売れなくともかまわぬとして、全然適正価格を守つてやつて行くかどうかというお尋ねのようには拝承いたしました。この点は従来よりであります。非常な不安が伴いますから、いつくずれるかわかりません。現在もこういう潰れのピラを、東京市内である店がずつと配つております。こういうものを配つて、そうして近所の小売店のお客を吸収しようとして非常な妨害行為をしておられます。これが何回も続くと、客も減るから耐えられないことになりまして、今度の再販維持契約の維持ができません。今度のはたよりがある。今まではいつまでやつたら、いつまでしんぼうしたらいかなというくらいでしたが、今度はあそこまで行けば山の頂上、あそこまで行けば岸に着き得るというので、苦難のところを耐えて行く目標ができますから、それで必ず多数の小売店がこれを堅持しまして、必ず業界共栄のために協力すると私は信ずるのであります。

○小笠委員 私は高島さんにひとつ伺ひたいのです。高島さんの立場はよくわかるのであります。ただお話をよくよく理解するために用語について一言お伺ひしておきたい。あなたの話の中に労働者、農民、中小商工業者、これを平和国民と称するということとがございましたが、中小商工業はいかなる範囲のところで規定しているかというところが第一点。第二点はあなたの言われる民族産業とは何であるか。この二つについていゝゆるデフィニツションだけであつてどうかからお示しをお願いしたい。

○高島参考人 中小商工業者とは何をさすか、どの程度のもをさすかという御質問でございますが、これは簡単に、独占資本でないものは中小商工業者、私どもはそう見ております。それから民族産業というものは、日本における産業という意味に理解してよろしいと思ひます。

○小笠委員 そうしますと、独占資本にあらざるものを中小企業と称するが、これは前の堀川中小企業庁長官がよく言われた言葉である。独占資本にあらざるものが中小企業であれば、それから中と小との区別はどこでしますか。

○高島参考人 中と小とはどこで区別するかというような区別はしておりません。またする必要はないと考えております。と言いますのは、中と小によつて労働者及び労働組合が、それに對する態度が違ふということはありません。ないからです。

○小笠委員 実は中小企業の定義として、独占資本にあらざるものを中小企業といふことは、わかつたやうでわからぬのであります。あなたは先ほど来抽象論はごめんだ、具体的なデフィニツションを下さいということをお山本委員に對して言っておられたやうであります。独占資本にあらざる資本、それを中小企業と言ふが、独占資本にあらざるとは具体的にどういふものかお示し願ひたい。

○高島参考人 具体的に申し上げますと、独占資本に反対し、独占資本と闘う資本、それで具体化されていると思ひます。これは常識の問題になりそうであるが、非常に問題にはデフィニツションがむづかしいと思ひます。そこでああなたの述べられた立論、いわゆる労働者、農民層、それに中小商工業者、いわゆる平和国民といふものの範囲といふものを、相当明確にせられないと、あなたのお話の理解が非常にむづかしいと思ひます。あなたのお話はあくまで頭の中で動いておると私は理解するのであります。あなたの、独占にあらざる資本といふ中小企業の定義は、実は私はわかつたやうでわからぬということをお申し添えて終ります。

○迫水委員 高島さんにお尋ねいたします。きようは高島さんは、現在提案されておる私的独占禁止法の改正案についての、あなたの御意見を述べたい。つしやつたはずだと思ひます。先ほどのあなたのお話を承つておりました、私の受けました印象をこれから申し上げますから、それでその通りかどうかというところをお答え願ひたい。結局いろいろな角度から、いろいろむづかしい、ちよつとわれ／＼には理解のできないような単語、ないしどういふ定義をもつて使つておるかからいふような言葉を使われて、懇切に御説明がありました。結局あなたの言われようとするところは、私的独占禁止法という現在の法律並びにこれを改正しようとする今回の提案になつておる改正案は、いづれも資本主義社会におけるところの立法であるから、自分たちの立場であるマルキシズムの立場からは、全然社会の違ふところの立法であるから、これは論評する限りでない。自分たちは無関係な世界の法律であつて、従つてこれについては論評する限りでない。いろいろなことを言つたけれども、実質的には何も言ひたいことはない。どういふことと私は理解しますが、よろしうございませうか。

○高島参考人 ただいまの迫水さんの御理解は、私の説明の不適当さ、あるいは用語の不適当さがあつたかもしれませんが、非常に誤解を含んでおると思ひます。私は独占禁止法を緩和しようとする、今提案されております法案は、日本の現在の段階で独占資本をさらに強化しようとする法案だ、従つてこれに對しては反対だということをお申し上げたのであります。決してこれは無関心の問題だということをお申し上げておりません。現在独占資本に對する労働者の、労働組合の闘ひは、独占禁止法を緩和するこの法案というものの、集中的に表現されているということをお申し上げたはずであります。決して無関心の問題として申し上げたつもりはありません。

○迫水委員 無関心でなくて無関係、連う世界の問題だ……。

○高島参考人 その問題を次に申し上げます。われ／＼は今独占資本に對して反対している。しかし資本主義に對して労働組合が全面的に反対しているものではないのです。なぜかといふと、労働組合といふものは、資本主義のわく内においても、賃金を上げて労働者の生活をよくして行くことを目的としておるものです。従つてこの限りにおいて、労働組合はいかなる

場合においても資本主義を否定するといふものではないのです。労働組合が發展して行きますときに、労働組合の中で労働者が闘つて行きますときに、資本主義を否定して社会主義を信ずるようになる、あるいは社会主義のため闘う、あるいは社会主義の政党内に入るといふことはありますけれども、労働組合はいかなる場合においても社会主義でなければならぬ、資本主義を否定するものではないものではありませぬ。私どもは今独占資本を相手とするのでありまして、資本主義を全面的に否定することが、この独占禁止法緩和に反対する中心課題だと私どもは決して考えない、こういうことです。

○追水委員 御説明はよくわかりました。しかし今具体的に提案されているところの独占禁止法に関する改正法律案というのは、たとえば不況カルテルというものを許すとか、合理化カルテルというものを許すとか、あるいは再販価格の協定というものを認めるとか、それ／＼具体的な問題です。あなたのお話は、私的独占禁止法というものが、独占資本を否定する法律ではないということですが、これはしかし独占資本というところに重点があつて、顧みて他を言つておろすような感じがする。具体的に私的独占禁止法というこの法律について、何ら意見をお述べにならないで、自分たちは独占資本というものを排除するのだ。それはよくわかるが、しかしそれは何ら私的独占禁止法の改正法律案を、われ／＼が審議する上について参考にはならない。だから結論は、あなたはこの法律についての意見は、世界が違ふ法律だから、自分たちとは無関係なものなんだか

ら、これは資本主義社会の方々がやりになつたらしいでしよう。われ／＼の社会はマルキシズムの社会だから、それは別な面を考えます。こういうことをたくさん言葉でおつしやつていらつしやるのじやないかと、私は邪推かもしれません。そういふふうには実は私は理解したのですが、それでいいかということをお聞きしたいのです。

○高島参考人 それでいいかという御質問でしたら、それではよくありません。現実には不況カルテルというものが、どんなものであるかということ、先ほど申しましたように、不況の原因を排除せず、不況を緩和する策をとらず、不況の時期にもなお資本の利潤を維持するという案であると私どもは考えます。それからまた、実は中山さんが横におられますのでたいへん申し上げにくいのですが、再販価格の維持は、これは不況期において、生産者が小売商に利潤の減少の犠牲を負わそうとするものだ、あるいはまた消費者にその犠牲を負わそうとするものだ、私どもはそういうふうには考えます。そういう意味で、この独占禁止法の緩和の法案は、現在のような不況期において、独占資本を維持し、強化し、補強する法案だと考えますので、これに対しては反対の意見を持つていたのです。その反対の意見を申し上げたわけ

わかるのです。しかし一つの資本主義社会といふものがあつて、価格がひどく暴落することを防ぐとか、不況の対策を講じなければならぬといふことは、現実の要請です。その場合においては、つまりこの私的独占禁止法の改正案がいなければ、それに対する反対の案がもしお持ちになるなら聞きたいのですけれども、ほかの方も御迷惑でしょうし、おそろくきようは、そういう資本主義社会において適用するような具体的な案はお持ちにならないのじやないかと思われまふ。お答えはいりません。私はそういう感じがいたします。

○粟田委員 これは公取の政府委員にお尋ねいたしますが、やはり再販価格の問題ですが、この法律の規定は「公正取引委員会が指定する商品であつて」と、どうあるのですが、そこで具体的にこの法案が通つた場合にはどうやるのですか。いわゆる指定する商品であるといふことで、この第二十四条の二の第三項に「第一項の規定による指定は、告示によつて、これを行ふ」といふことですから、別に申請者があつてもなくても、この法案が通ると、公取はこういうものは再販価格維持契約をしてもいいのだという、いわゆる告示をするわけですか。

○湯地政府委員 法律的に申し上げますと、別に申請がなくともできる建前になつておりますが、実際のやり方といつたしましては、申請をましまして、それを委員会が討議いたしましたので、その結果告示を出すつもりであります。

○粟田委員 そうするとおかしのですが、六項を見ると、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約成立の日から三十日以内に維持契約ができた場合には、届出をしなければならぬといふので、この第一項と第六項とは手続上において大分矛盾をしておると思うのですが、この辺のいわけをわかりやすい手続方法を詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○湯地政府委員 この第六項においてこういう規定がありますのは、公正取引委員会が指定をいたしましたあとで、その商品について業者がこういう維持契約をしようといふ場合に届出をする、こういうことであります。

○粟田委員 そうすると委員会として、どういふ商品指定するかという腹案はもうおありですか。

○湯地政府委員 一応考えてはおりますが、しかし実際に告示するといふことになりまふと、この法案の見通し等が、もう少しはつきりいたしまして、委員会等で十分討議いたしたい、こういうふうには考えております。

○中山参考人 ただいま参考人同士の間で問題がありますので、一口それにお答えをしておかなければ、誤解があると思ひますのでお許し願ひます。隣組ではなほは何でありますか、中小企業の不況対策として、この再販価格の維持を要望してゐる。それは小売業者の犠牲、消費者の犠牲のもとに行ふメーカーの不純な考えのように誤解されておる。そういう考えは毛頭ありません。メーカーも損であります。小売店が確かに立ち行かない。それに消費者は悪いものを勧められるから、これも被害者であります。そうして先では外国商品と闘う力が弱まるというところになるのだから、この点にはひとつ好意ある理解をお願いいたしたいと思

うのです。それで私は討論ではありません。ただ御了解を得ておきたい。中小企業の繁栄に大いに理解を持つておられるにがかわらず、この小売業の発展に對しては歩進んだ好意と理解を持つてもらはないと、その本来の御主張と矛盾するように思ひます。それで全国一千万の関係者を幸福ならしむるのいなか、それが失業者になつたときには労働関係にどんな悪影響を与えるかといふことまでお考え願つて、そうしてさしつかえないことはできるだけ御後援を願ひたいと私は思ひます。

○阿部委員 中山さんに伺ひたい。私は再販価格のことについて伺ひたい。すが、カルテルの場合も同じことでしょうが、あなたのお話によると、カルテルにしろ、再販価格にしろ、同結を結んで行ふことは必ずしも悪いのではない。その運用がよければよい、悪ければ悪いのであるとおつしやつておりました。この再販価格の場合に、そのよい運用をするといふ場合は、大体不景氣になつて来た場合に、一般物価が下つても小売価格を依然として維持して行つて、かりにまた景氣がよくなつて一般物価が多少上つても、小売価格は急激には上げない、すなわち日用品の価格の変動が急激にならない、緩慢になるというふうな結果を来さしめるものであなたのおつしやさように運用を得たものだ、その点ましようか。

○中山参考人 ただいまのお尋ねは私はそれは考えません。最初に団体の結束を善うされれば、国家、社会、人類に益すること至大なものがあるといふことは、労働組合なりまたは資本家の

団体、小売業の団体に対しても申した
のは、これはその通りであります。悪
用されれば、ちやうど悪魔に一つの武
器を与えれば人に害を与えるが、善人
に与えれば世を救うことになりま
す。と一緒だと思ひます。値段の場合、
再販売価格は下つても、そのまま高物
価のときを維持するか、それから上つ
ても低物価のときを維持するかとい
うことがあります。この点は商標が代
表してありますから、これを一歩遅れ
て行きましたときには、小売業では競争
しない、その生産面、消費を通じて価
格を定めて、それが非常に不況にな
り、物価が下つたときに、対策を講
じたらその商品は市場からほうり出さ
れてしまふ、消費を失つてしまふとい
うことになりまふから、あるいは分量
をふやす、あるいは価格を――価格が弊
害があるなら分量をふやす、いろ／＼
なことをして、消費者のために一定
の原価計算によつて競争が行われてお
ります。それで今度は上つたときには、
どうするか、これは確かに自分の商
売の将来を考へて、なるべくしんぼう
しよう、そうせぬと先にやると、今度
他の者に負けるかも知れぬから、こ
れはできるだけ自重しようとして、一
般物価の上るのは並行せず若干遅
れて、やむを得ず原料、材料、労銀が
上つてたえられないから、上るとい
うことになりまふから、消費者にとつ
てはこの商標をもつて責任を持ち、自
分の将来のためにやつておるメーカー
のためには利益があつても、決して不
利にはならぬと、私は現在の実情から
もそういうふうに考へております。

り上げておるに過ぎない、物価の下
るときにはそれに応じ、あるいは率先
して下げる、かように承るものであり
ますが、これでありましたら業者が困
するといふ意味はほとんどなくなつて
しまふように思ふのであります。実情
としてはむしろそれは逆じやないかと
われ／＼は思つておるのであります。
しかしおつしやるところはまさにその
通りでありますから、かりにその通り
としたらして、しからばこの再販
価格の場合、そういうことをなさる場
合には、メーカーと問屋と小売商人と
の間によほど密接なる関係が結ばれて
おらなければ、さうな実行は困難で
あらうかと思ふのであります。

ところで、わが国においては、一般
の原則から言ふならば、不景氣にな
つて来れば小売商店は一番もうから
ないのでありますから、小売商店の数は
減らなければならぬのでありますけれ
ども、通常の日本の経済状態のもとに
不景氣になると、かえつて小売商店の
数が増加して行くといふのが、戦前の
日本の実情でありました。将来も戦争
のような経済界の非常事態がないとし
ましたならば、おそろくさうな状態
が再び生れて来るのではないかと思
ひます。すなわち将来不景氣が来まし
たら、それだけ一般に職業を得たい人
がで、失業者や、官吏の退職者や、
さういふ小資本を退職金その他で持
た者が、いづれも小売商店に流れ込む
といふ現象が起るのではありませんか、
あなたのおつしやるような再販価格
の制度ができて、しかもそれがあなた
のおつしやるようなよろしき運用を得
ておつたといふ場合には、さうい
う不景氣のときに新たに小売商店の業

界に入らうといふ人々が不景氣に
たたくさん出て来た場合、さういふ人
がはたしてその業界に入りやすくなる
であらうか、入りにくくなるであらう
かといふ点が疑問なのであります。こ
の点については労働者側の側面と業者
の側面とを御意見を伺ひたいと思ひ
ます。○中山参事人 たいま不景氣にな
つて来ると小売業がふえる傾向がある
といふことについての意見をお求めで
おつたが、確かに不景氣になれば売
れ行きが減退いたします。それから小
売業者は今までは普通八時間働いてお
つたが、それではできないから、十時
間も十二時間も、労働基準法の関係に
しつかない範囲において、自分の自
由な立場から活動して、その欠陥を補
うべく努力され、また行商までしてそ
の危機を打破されることはあります
が、しかし不景氣のときに小売業が多
くなるといふことは、小売業が一見不
景氣になりながら、その従業員もふ
える場合があります。自分の家族がわ
きに職業を求められず失業したので、
自分の家で商売を手伝ふ、それから
親戚の者でも困つてゐる者は入ると
いふことになりまふ。さういふ関係が
ない者は、小売が楽だからやるとい
ふことであつて、お説のように確かに小
売業はふえて来ます。それがあの第一
回の欧州大戦後でも、各国とも失業
者は多いのに、日本は小売業があるか
ら――家族制度でもありましたが、失
業者が割方に出なかつた。これと、農
業関係、日本の当時の農業家族制度
の二つの力がこの失業者を多く出さな
かつた大きな原因だと、私はいつも信

じております。今日は事態がかわつて
おるから、自由に商売ができるが、こ
が今度の再販売価格の上において保護
されるものであります。なぜかとい
ふと、今のようで行きますとどんな
い品でも安く商売すれば損をしま
すから、不景氣なときにそれで生活し
ようとしても生活ができなくなる。正
しい利潤だけあれば、それが小売業を
営んで勉強すれば生活を維持すること
ができる。もう一つは、値段を高くす
ると売りやすいものでも売れなくなる。
さうして制度品として制限したのも
か売れなくなる。家を特定して、自
由な営業を阻止して特定の店しか売
れなうと、今のような失業して小売業
を営もうとする人は自由でできない。
全然そのうちに入ることができない。再
販売価格が維持できたならば、現在の
小売業も保護されますが、今度商売を
新たにしたいといふ人もそれに参加す
ることができて、これを制限するよう
なことは業界にもない、また法律にも
は認めてない、こう思ひますので、御
不安だけは確かにない、むしろ一歩
い意味の前進をしたものと私は信じて
おる次第であります。

○高島参事人 私にとつては新しい問
題を出されておるわけなのでちよつと
お答えしにくいかもしれませんが、再
販売価格を維持するといふことは、そ
れだけでは今の御質問の問題には直接
には触れないわけですが、しかしながら
再販売価格を維持するといふことに伴
ういろ／＼の関連がどういふことにな
つて来るかといふことを終に描いてみ
なければいけないのだと思ひます。そ
こで再販売価格を維持するといふこと
は、不景氣になつたときに値段が下る

ことをできるだけ食い止めたいとい
ふことなんだろうと思ひますが、さう
いたしますと、(それは違ふよ)と呼ぶ
者あり、それが違ふかどうかは別問題
でありまふが、さうだといひます
と、これはその商品について自由な競
争が起ることは芳しくないといふこ
とになつて来るのではないかと思
ひます。さういふような空気の
中で、その生産者あるいは取次業者と小
売商人との間にどういふふうな契約を
どういふふうな契約をどういふふう
に結んで行くか、それからまた新
規の小売商と生産者なり取次業者がど
ういふふうな契約をどういふふう
に結ぶかといふことを考へますと、い
ろ／＼その関連の中においては、実際
新規の営業、ことに小資本で、あるいは
無資本で失業者がやる新規の営業とい
うことは相当困難になるのではない
かといふことが想像されるのではない
かと思ひます。私にとつてそれ以上の
ことはちよつとお答えしにくいと思
ひます。

○阿部委員 高島さんがお答えしに
くいはまことにごもつともだと思ひ
ますから、お聞きするのはやめま
すから、中山さんが再販売価格が維持
せられるようになると、メーカーが小
売商店を制限するようになつて、
かえつて新規開業などはたやすくな
るといふふうにおつしやいました
が、これは今一応の御説明はあつた
けれども、われ／＼の常識の納得する
ところではないように思ふのでござい
ますから、それはどういふ成行でど
ういふ筋道を通つてなるのであるか
といふことを伺ひたいのであります。
と考へますと、再販売価格を維持す
るといふことになると、メーカー、卸

屋、小売屋間の関係が相当密接になつて、小売店をやつておる人と卸屋をやつておる人というものはちやんとメーカーに結びつけられてしまつて、新しくその関係に入るとは相当困難が生ずるのではないか、これがわれわれの常識なんです、それがどういふ筋道を通つてかえつてたやすくなくなるという結論が出るのでございますか。

○中山参考人 先ほどのお尋ねにも一つ漏らしたことがありますからあとで申し上げますが、ただいまの問題は事実そうなる。一つのタバコとかあいう特殊な制限をされておる事業でありません、小売店の仕入れられる普通の商品は無制限であります。無制限であるが、その人が約束を守るといふことをされれば決してそこに売らぬといふことはない。売らなかつたならば、私はかえつて独占禁止法の精神にメーカーみずから違反するのじやないか。この点は今まで行われた例はありませんが、実際にその御心配はありません。それでかりに私が供給せんとすれば、私の競争者はむしろ喜んで競争して一層売るようになる。この競争がメーカー同士で自由にされるといふ意味のところ、この点は一段、二段、三段構えにおいても支障がないこととなる。これは事実が必ず立証することと思ひます。

それから次に物価が上るときには隠忍してある程度奉仕をしておる、これはわかる。けれども下るときに問屋、小売屋の間にどういふ連絡をとり、またそれはせつかく再販売価格にした意味をなさないじやないかという意味にとれましたが、これはカルテルの方でありますと本舗同士、いわゆる生産者

同士が申し合せて不景氣対策でこうしようということになります、それでなくこの再販売価格は單なる不景氣対策ではない、常時の正常取引において適用してもらいたいというのが熱望であります。不景氣のときに輸出が困難だとか、カルテルその他の問題も起りましようけれども、ただいまのはそうではなく、メーカーはそれ／＼競争して行くのでありますから、原料、材料、労賃が下つた、それを自分だけが利益を得て消費者、小売店に分配しないならば、その事業は必ず衰微するといふ、過去の實際に照して明らかであります。それでこの点は私は実例がりますけれども、自分のことに関連しますからこういう席では申し上げることを慎みますが、いろ／＼と税金が安くなつて、ある期間値段を安くする、これはメーカーが単に自分の商標ののだけに安くするのであるから、メーカーが問屋なり小売屋に損害をかけるいように、迷惑にならぬような方法を考へればこれは円滑に行ひ得るが、むやみにやれば、信頼を失つてあの品物はいつ下るかわからぬといふことになりすから、よほど自重しなければならぬ。御注意はその通りでありますから、これは十分に用意周到に善処して行くつもりであります。

○中村(時)委員 今のお話を聞いておりますと、どうも私は最初からヒントが合はなかつたと思つたら、やつとわかつたのですが、お宅の話をしておるのは化粧品のことばかり話しておる。だから錯綜が出て来る。大きなメーカーでりつばな商標があるところに、たとえ不況カルテルがあつて、そこで労働者が首になり、実際に失業者が出た、あるいは農村の潜在失業者が何とか方向転換したいと思つて小売商になつたいと思う。ところが、大きなメーカーは生産から卸、小売と縦の線が一本になつておる。そうなつて来るものとす／＼排他的になつて来る。そこで、転業しようとしても、卸商へ行つてこう／＼だからといつても、その一つの権利を守つて他の者を入れないといふ結果が出て来る。おそらく阿部さんもそれを聞かれたのだと思う。あなたはそういうことがないとおつしやるけれども現実には出て来ます。私も昔そういうことをやつた。私は小商人になろうとしてキッコーマン醬油へ行つたらだめだつた。そういうことが出て来るのです。

○山本(勝)委員 議事進行の動議を提出いたします。質問者はいろ／＼質問されることがあり、それ／＼重要な意味を持つておることに相違ありませんが、しかし動議提案の判断から申しますと、参考人としては自分の体験に基づいて信念のあるところはほとんど全部吐露されたようにとるのです。委員の方では聞きたいことがたくさんあります。でも、参考人としては、いいかげんなことを答へれば別ですけれども、自分の自信のあるところはもう尽されたように思う。大分時間もたちましたし、これ以上聞きましても、中山参考人としては自分の長い間の体験に基づいて語られれば化粧品の問題に落ちるといふことでありますから、この辺で参考人に対する質疑は打切つて一べん休憩なさつたらいいがでしよう。

○佐伯委員長 山本さんの動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐伯委員長 では参考人に対する質問はこれで打ち切ります。それではこの席より参考人各位に対し一言ごあいさつ申し上げます。本日は長時間にわたり御出席を願ひ、かつ貴重な御意見を熱心にお述べいただきましてまことにありがとうございます。まことにありがとうございます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○佐伯委員長 速記を始めてください。次会は明日午前十時より連合審査会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十一分散会